

# 入札公告の訂正

次のとおり、訂正いたします。

令和8年6月18日

支出負担行為担当官  
宮崎労働局総務部長 小森 康正

## 1 公告日

令和8年6月8日

## 2 案件名

令和8年度 都城公共職業安定所外1施設におけるレイアウト変更に伴う什器類購入

## 3 訂正内容

入札説明書 7同等品申請、仕様書1別紙1調達物品一覧表、仕様書2別紙1調達物品一覧表について、一部項目を下記のとおり訂正します。

### 記

#### (1) 入札説明書 7同等品申請

訂正前：(1) ②提出期限 令和8年6月23日(火) 12時00分

訂正後：(1) ②提出期限 令和8年6月25日(木) 12時00分

#### (2) 仕様書1別紙1 調達物品一覧表

訂正前：14 コクヨ スツール CK-750 ロータイプ メッキ脚

サイズ：W405xD405xH360

品番：K18-M81C-G2E51

15 コクヨ ローパーティション ユニットパネル 全面ガラス

サイズ：W900xD45xH1835

品番：PU-G0918F2

●納入現場での組立、設置

16 コクヨ ローパーティション ユニットパネル 全面ガラス

サイズ：W1000xD45xH1835

品番：PU-G1018F2

●納入現場での組立、設置

訂正後：14 コクヨ スツール CK-750 ミドルタイプ メッキ脚

サイズ : W405xD405xH455

品番 : K18-M83C-G2E51

15 コクヨ ローパーティション ユニットパネル 全面ガラス

サイズ : W900xD45xH1835

品番 : PU-G0918F2

●納入現場での組立、設置

●パーテーション片側の全面に同じ大きさの半透明のフィルム（株式会社中川ケミカル フォグラス品番 C-16 サンド）を貼ること。枚数はパーテーションと同数とする。

16 コクヨ ローパーティション ユニットパネル 全面ガラス

サイズ : W1000xD45xH1835

品番 : PU-G1018F2

●納入現場での組立、設置

●パーテーション片面の全面に同じ大きさの半透明のフィルム（株式会社中川ケミカル フォグラス品番 C-16 サンド）を貼ること。枚数はパーテーションと同数とする。

(3) 仕様書 2 別紙 1 調達物品一覧表

訂正前 : 4 デスクエンドパネル 要求数 7 枚

5 デスクサイドパネル 要求数 3 枚

訂正後 : 4 デスクエンドパネル 要求数 4 枚

5 デスクサイドパネル 要求数 6 枚

以上

## 入札関係書類受領書 (電子入札・紙入札共通)

入札関係の書類をホームページ又は電子調達システムからダウンロードした場合には、本票の下記太枠にご記入の上、メール又は郵送により必ずご提出ください。

ご提出がない場合、仕様の変更や他の参加予定業者様からの質問への回答等、各種のご連絡ができないおそれがあります。

### <宛 先>

〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階  
宮崎労働局総務部総務課 会計第1係  
MAIL: miyazakikaikei@mhlw.go.jp

入札案件 名称	令和8年度 都城公共職業安定所外1施設におけるレイアウト変更に伴う什器類購入
---------	--

受領日 (ダウンロード日)		令和 年 月 日
事業所	名称	
	所在地	
担当者	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
参加入札方式 (予定)	<input type="checkbox"/> 電子調達システム <input type="checkbox"/> 紙入札 (いずれかにチェック)	

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年6月8日

支出負担行為担当官

宮崎労働局総務部長 小森 康正

## 1 概要及び日程等

### (1) 調達件名及び数量

令和8年度 都城公共職業安定所外1施設におけるレイアウト変更に伴う什器類購入 一式

### (2) 履行期間又は履行期限

契約締結日から令和8年10月31日まで

### (3) 履行場所

仕様書1及び仕様書2（以下「仕様書」という。）による

### (4) 契約方法

一般競争入札(最低価格落札方式)

### (5) 入札説明書の交付

この公告の日から競争参加資格確認関係書類等の提出期限まで

### (6) 競争参加資格確認関係書類等の提出期限

令和8年6月26日(金)17時00分

### (7) 入札書の提出期限

令和8年6月26日(金)17時00分

### (8) 開札の日時及び場所

令和8年6月29日(月)10時00分

宮崎労働局総務部総務課会議室

## 2 照会先

入札説明書の交付場所、入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階

宮崎労働局総務部総務課会計第一係 電話 0985-38-8820

上記の交付場所、宮崎労働局ホームページ及び調達ポータルサイトにおいて、入札説明書を交付する。

宮崎労働局ホームページ (<https://jsite.mhlw.go.jp/miyazaki-roudoukyoku/>)

「お役立ち情報」→「調達・売払情報」→「入札情報」→「2026年度」

電子調達システムのURL <https://www.p-portal.go.jp/>

## 3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売等」でA、B又はC等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、入札書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がないこと。
- (7) 入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令（※）に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る）

を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障をきたすおそれがないこと。

※ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

- (8) 開札日時時点で厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 入札参加者は、入札者の提出をもって『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める者であること。
- (10) 過去1年以内に、宮崎労働局の所管した受託事業において、以下のいずれかに該当し、信頼関係を築くことが困難であつて当該受託業務の遂行に支障を来すと判断されるものでないこと。
  - ① 契約書に基づき、受託者の責において、事業の全部若しくは一部の停止、又は契約の解除を受けたこと。
  - ② 契約書に基づき、監督を受け、業務実施に係る指導を受けたにもかかわらず、期日までに改善をしなかったこと。
  - ③ 契約書に基づき、契約者からの報告書等の提出を求められたにもかかわらず、期日までに回答をしない又は回答が不十分など誠実に対応しなかったこと。
  - ④ 契約書に基づく検査の結果、受託者の責において、業務の未履行のために不合格となったこと。
- (11) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。

#### 4 入札方法等

##### (1) 入札方法

入札金額は総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

##### (2) 電子調達システムの利用

本入札は電子調達システムで行う。ただし、電子調達システムにより難しい者は、紙による入札を認める。

#### 5 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

##### (3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者その他入札の条件に違反した者が提出した入札書は無効とする。

また、入札に参加した者が、(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に違反することとなったときは、当該入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要。

(6) 落札者の決定方法

入札説明書の規定に従い入札書を提出した入札者のうち、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、契約を履行できると支出負担行為担当官が判断した者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) その他

詳細は入札説明書及び仕様書による。

# 入札説明書

「令和8年度 都城公共職業安定所外1施設におけるレイアウト変更に伴う什器類購入」の入札については、この入札説明書によるものとする。

## 1 契約担当官等

支出負担行為担当官 宮崎労働局総務部長 小森 康正

## 2 競争入札に付する事項

### (1) 調達件名

令和8年度 都城公共職業安定所外1施設におけるレイアウト変更に伴う什器類購入 一式

### (2) 履行期間又は履行期限

令和8年10月31日(土)まで。

### (3) 履行場所

仕様書1及び仕様書2(以下「仕様書」という。)による。

### (4) 入札方法

ア 入札金額は総価で行う。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者は、仕様書等に示す業務に係る経費のほか、契約履行に要する人件費及び一切の諸経費を含めた金額の総額(以下「総価」という。)を入札金額とする。

ウ また、入札金額の内訳を記載した入札金額内訳書(任意様式)を提出すること。

### (5) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

## 3 電子調達システムの利用について

本案件は、原則、電子入札によることとし、電子調達システムで行う。

なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限る、紙入札方式によることができる。

なお、電報、FAX及び電子メールによる提出は認められない。

## 4 競争参加資格

### (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

### (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

### (3) 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「物品の販売等」でA、B又はCの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

### (4) 資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、入札書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がないこと。
- (7) 入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令（※）に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障をきたすおそれがないこと。

※ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

- (8) 入札日時時点で厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 入札参加者は、入札者の提出をもって『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める者であること。
- (10) 過去1年以内に、宮崎労働局の所管した受託事業において、以下のいずれかに該当し、信頼関係を築くことが困難であつて当該受託業務の遂行に支障を来すと判断されるものでないこと。
  - ① 契約書に基づき、受託者の責において、事業の全部若しくは一部の停止、又は契約の解除を受けたこと。
  - ② 契約書に基づき、監督を受け、業務実施に係る指導を受けたにもかかわらず、期日までに改善をしなかったこと。
  - ③ 契約書に基づき、契約者からの報告書等の提出を求められたにもかかわらず、期日までに回答をしない又は回答が不十分など誠実に対応しなかったこと。
  - ④ 契約書に基づく検査の結果、受託者の責において、業務の未履行のために不合格となったこと。
- (11) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。

## 5 入札に関する質問

- (1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、書面により提出すること。  
書面の様式は任意とし、提出期限、提出先及び提出方法は以下のとおりとする。

### ア 提出期限

令和8年6月19日（金）17時00分

### イ 提出先

〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階

宮崎労働局総務部総務課会計第一係

電話番号：0985-38-8820

メールアドレス：miyazakikaikei@mlhw.go.jp

### ウ 提出方法

郵送、持参又はメールによって提出すること。

- (2) 質問に対する回答は、「入札関係書類受領書（電子入札・紙入札共通）」を提出した全ての者に、随時メール等により通知する。

## 6 入札への参加について

この入札に参加しようとする者は、あらかじめ、宮崎労働局ホームページ又は電子調達システムから仕様書入手すること。

また、仕様書入手した場合は、必ず「入札関係書類受領書（電子入札・紙入札共通）」を提出すること。

### (1) 競争参加資格確認関係書類（入札参加届等）の提出期限

令和8年6月26日（金）17時00分

### (2) 提出書類

ア 電子調達システム及び紙入札による方式とも、次の書類を提出すること。

(ア) 入札参加届（兼自己申告書）（入札様式1）

(イ) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

(ウ) 暴力団等に該当しない旨の誓約書及び役員名簿（入札様式2）

イ 紙入札による場合は、上記アのほか、次の書類を併せて提出すること。

(ア) 電子入札案件の紙入札方式での参加について（入札様式3）

### (3) 提出方法及び提出場所

ア 電子調達システムによる場合

上記（2）に示す書類をスキャナ等により電子データ化させて電子調達システムにより送信すること。

電子調達システムのURL <https://www.p-portal.go.jp/>

イ 紙入札方式による場合

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）により、上記5（1）イの場所に提出すること。

## 7 同等品申請

(1)仕様書別紙1に定める参考仕様品以外の製品の納入を希望する場合は、次に従い「同等品申請書（任意様式）」を提出すること。

なお、期限までに申請がない場合や、審査の結果「不承認」となった製品については、同等品の選択は不可とする。

### ① 提出書類

ア 同等品申請書(任意様式)

イ 品質・性能の詳細が明らかとなる資料(メーカーカタログの写し等)

### ② 提出期限

令和8年6月25日(木)12時00分

### ③ 提出方法

ア メール

質問の送信先アドレス：miyazakikaikei@mhlw.go.jp

イ 照会窓口を持参

### ④ 同等品について

同等品とは、以下の項目を全て満たすものとする。

ア 規格・品質・性能が、仕様書の内容を満たしていること。

イ 規格・品質・性能が、参考仕様品と同等以上であること。

ウ 参考仕様品の定価(オープン価格の場合は一般的な市場価格)と同額程度の定価の製品であること。

(2)同等品申請に対する承認・不承認の通知は、「入札関係書類受領書」を提出した全ての者に、随時メール等で通知する。

## 8 入札書の提出について

### (1) 提出期限

令和8年6月26日（金）17時00分

### (2) 提出書類

ア 入札書（紙入札方式による場合、入札様式4）

イ 入札金額内訳書（任意様式）

ウ 委任に関する届出書（紙入札方式用）（入札様式5）（代理人により紙入札する場合のみ）

### (3) 提出方法及び提出場所

上記6（3）と同様とする。

## 9 落札者の決定方法

(1) 本案件仕様書に定める要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 最低価格の入札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、または、その者と契約を締結することが公正の取引の秩序を乱す恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

## 10 開札の日時及び場所

### (1) 開札日時

令和8年6月29日（月）10時00分

### (2) 開札場所

宮崎労働局総務部総務課会議室

## 11 その他

### (1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者の氏名、住所及び落札金額等の落札結果について公表するものとする。

### (2) 入札に係る注意事項

ア 入札書に記載する金額は、仕様書別紙1「調達物品一覧表」に指定の参考仕様品及び数量を満たすだけ納入した場合にかかる金額の総計とする。その際、運送費等の諸経費は個々の調達品の単価に含めて算出すること。

なお、記載する金額に消費税は含まない。

イ 入札者は、提出した入札書を引換え、変更し、又は取消すことはできない。

ウ 理由の如何によらず、入札書が提出期限内に提出場所に現に届かなかつた場合は、入札に参加することはできない。

エ 次に該当する場合の入札は、無効とする。

(ア) 指定した日時までに、指定の場所に到達しない入札

(イ) 紙入札方式によっては、記名のない入札書又は要領を得ない入札書

- (ウ) 紙入札方式によっては、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (エ) 本注意事項の各号に反する入札
- (オ) その他、担当官において入札書が不完全と認められた場合
- (カ) 上記6(2)ウの誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。
- (キ) 競争参加資格のない者及び入札条件に違反した者の提出した入札書

オ 上記9の落札方法により落札となるべき同数値の入札をした者があるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじを実施することにより、落札者を決定するものとする。

#### カ 再度入札

(ア) 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、ただちに再度入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、再度入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うものとする。

(イ) 紙による入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札は辞退したものとみなす。

(ウ) 再度入札は、当初の入札と同じ方法（電子入札の場合は電子入札、紙入札の場合は紙入札）で行わなければならない。

#### (3) 仕様書の手交を受けるにあたっての注意事項

この入札に関して担当官が手交する仕様書は、この入札に係る競争参加資格を満たした者のうち、入札に参加しようとする者に対して、調達品目の仕様に関する具体的な情報を提供する手段として作成しているものであるため、目的を遂行することのほかに複製することを禁ずる。

#### (4) 契約関係書類の真正性の確保

押印が省略された契約関係書類が提出された場合は、以下のように取り扱う。

なお、契約書の押印は、省略ができないので留意すること。

ア 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。

イ 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

## 12 入札等に関する問い合わせ先

〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階

宮崎労働局総務部総務課会計第一係

電話番号：0985-38-8820

メールアドレス：miyazakikaikei@mhlw.go.jp

### ◎ 様式等

- ・入札様式1 入札参加届（兼自己申告書）
- ・入札様式2 暴力団等に該当しない旨の誓約書
- ・入札様式3 電子入札案件の紙入札方式での参加について
- ・入札様式4 入札書（紙入札方式用）
- ・入札様式5 委任に関する届出書（紙入札方式用）
  
- ・任意様式 同等品申請書
- ・任意様式 入札金額内訳書

入札参加届(兼自己申告書)  
【電子入札・紙入札共通】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
宮崎労働局総務部長 殿

届出人 住 所  
名 称  
入札有資格者氏名

私は、入札説明書に基づき、次のとおり、宮崎労働局が行う入札に参加することを届け出ます。  
なお、この届出に虚偽があった場合、契約解除・損害賠償の請求等について、契約後であっても一切異議は申し立てません。

## 【届出事項】

- 1 入札件名 令和8年度 都城公共職業安定所外1施設におけるレイアウト変更に伴う什器類購入
- 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について
- (1) 令和7・8・9年度厚生労働省競争入札参加資格(全省庁統一資格)  
【物品の販売等】の等級 ( ) 等級
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。 はい ・ いいえ
- (3) 入札参加届等書類(証明書等)及び添付書類に虚偽の事実を記載していない。  
はい ・ いいえ
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していない。 はい ・ いいえ
- (5) 社会保険等に加入し、入札書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がない。  
はい ・ いいえ
- (6) 入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省所管法令違反により、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けていない。  
また、厚生労働省から指名停止の措置を受けていない。  
はい ・ いいえ
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用している、又は障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる。  
はい ・ いいえ
- (8) 過去1年以内に、宮崎労働局の所管した委託事業において、信頼関係を築くことが困難であつて当該委託業務の遂行に支障を来すと判断されるものでないこと。  
はい ・ いいえ

## 【添付書類】

- ①資格審査結果通知書(厚生労働省一般競争(指名競争)参加資格)の写し  
②暴力団等に該当しない旨の誓約書及び役員名簿(入札様式2)

## 暴力団等に該当しない旨の誓約書

当社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名

代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる（別添）資料を添付すること。



支出負担行為担当官  
宮崎労働局総務部長 殿

届出人

住 所

名 称

入札者名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式で参加いたします。

記

1 入札案件名

令和8年度 都城公共職業安定所外1施設におけるレイアウト変更に伴う什器類購入

2 電子調達システムでの参加ができない理由

## 入札書（紙入札業者用）

案件名 令和8年度 都城公共職業安定所外1施設におけるレイアウト変更  
に伴う什器類の購入一式

入札金額 ￥

---

（消費税及び地方消費税は含まない。）

電子くじ番号

--	--	--

（落札金額が同額の場合に実施する電子くじ用の任意の3ケタを記載すること。）

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾のうえ入札します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

宮崎労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名又は代理人の氏名

# 委任に関する届出書

## 【紙入札方式用】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
宮崎労働局総務部長 殿

届出人 住 所

名 称

入札有資格者氏名

私は、宮崎労働局が行う入札に関して、『 』を代理人と  
定め、下記のとおり委任します。

### 記

#### 1 委任事項

- 入札書の記入に関する事項
- 入札書の提出に関する事項
- その他、入札の場において、有資格者がなすべき事項

#### 2 委任案件

「令和8年度 都城公共職業安定所外1施設におけるレイアウト変更に伴う什器類  
購入」の入札事案について委任する。

厚生労働省と契約中の事業者の皆様へ

# 最近の物価高を踏まえ、厚生労働省は、 価格交渉に誠実に対応します。 まずはお気軽にご相談ください。

**価格交渉をすることで不利益を受けることはありません！**

- 1 最低賃金額の改定や物価上昇に適切に対応することが、政府方針として閣議決定されています。
- 2 厚生労働省では、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇を適切に価格転嫁できるよう、契約締結後の価格交渉に応じています。
- 3 現在の契約金額では、十分な価格転嫁ができない等、お困りのことがありましたら、各契約担当者までお気軽にご相談ください。

**こんな時は、契約に関する通報窓口にご相談ください！**

例

- 1 コストが上昇したため、価格交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

例

- 2 発注量減少や取引停止が不安で、価格交渉を申し出にくい。

例

- 3 価格交渉の結果、必要な価格転嫁がなされなかった。

契約に関する通報窓口 お問い合わせ先

担当 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室

E-mail keiyaku-tsuho@mhlw.go.jp

FAX 03-3595-2121

# 仕様書 1

宮崎労働局

## 1 概要

都城公共職業安定所のレイアウト変更に伴い、什器等の物品を購入する。  
本契約には、安定所のレイアウト変更に伴う什器の移設、新規調達品の搬入・設置及び廃棄予定品の搬出が業務として含まれる。

## 2 納入・履行場所

〒885-0072 宮崎県都城市上町2街区11号 都城合同庁舎1階  
都城公共職業安定所  
電話：0986-22-1745（51#）

## 3 履行期限

本業務の履行期限は令和8年10月31日（土）までとする。  
なお、履行場所での作業日程については以下のとおり。

### ①新規調達品の搬入及び設置

令和8年10月17日（土）、18日（日）または、令和8年10月24日（土）、10月25日（日）とする。

※実際に作業を行うにあたっては、下記11(1)と日程を調整すること。

### ②上記①に伴う、点字ブロックからタイルカーペットへの入替

上記①と同じ

### ③廃棄予定品の搬出

上記①と同じ

## 4 新規調達品の搬入及び設置、カーペットの入替

### (1)新規調達する物品

別紙1「調達物品一覧」に記載のとおり。

なお、原則として別紙1に記載する「参考仕様品」を調達することとし、参考仕様品以外の製品を選択したい場合は、あらかじめ申請し、同等品として当局の承認を受けること。同等品の申請については、入札説明書による。

### (2)設置及び移設

新規調達品は、別紙2-1～4「レイアウト図」のとおり設置すること。

### (3)カーペットの入替

現在設置されている点字ブロックについて、パーティションの設置に伴い重なることが想定されるため、その場合に、隣のタイルカーペットとの入替作業を行い、パーティションが適切に固定できるよう作業を行うこと。

### (4)納品書の交付

新規調達品の納入に当たっては、納入物品と共に「納品書」を上記2の納入場所に交付し、納入場所担当者の検査を受けること。

納品書の様式は任意とするが、以下の内容を必ず記載すること。

ア 宛名「支出負担行為担当官 宮崎労働局総務部長」

イ 受注者の名称、所在地

ウ 案件名称「都城公共職業安定所におけるレイアウト変更に伴う什器類購入」

エ 納品日

オ 納品場所

カ 納品品目及び数量

### (5)注意事項

ア 新規調達品は、必ず全て新品であり、グリーン購入法適合品もしくは環境に配慮された製品であること。

イ 参考仕様品以外を納品した場合で、寸法や材質等規格相違により使用に耐えないことが明らかと

なった場合、直ちに受注者の責において交換等の措置を講じること。

ウ 搬入時に生じる段ボール等の廃材は、持ち帰ること。

エ 新規調達品の設置に際しては、必要に応じ、設置場所において連結固定・床固定等の転倒防止措置を講ずること。

オ 納品期限内に物品等を納入し難い場合には、その事由を記して期限内に契約担当官あて納入延期申出をすることができる。契約担当官等は、その事由を正当と認めるときは納入延期を許可するが、契約金額から遅滞料を差し引くこととする。

ただし、契約担当官等が納入遅滞事由につき落札業者の責に帰し難いものと認めるときは、遅滞料を免除することができる。

遅滞料は、その期限の翌日より起算し未納入分の年3%の割合で計算した金額とする。

## 5 廃棄予定品の搬出

### (1) 対象となる物品

廃棄予定品の詳細は、別紙3-1「廃棄物品一覧」及び別紙3-2「廃棄物品写真」のとおり。

### (2) 業務詳細及び注意事項

ア 上記(1)の物品を、執務室から搬出場所(詳細な場所については下記1.1(1)と調整)まで搬出すること。

イ 什器等の搬出に際し、解体や耐震固定の取外し等が必要なものについては、適宜これらの作業を行った上で移動させること。

## 6 履行完了届の提出

上記4及び5に定める作業が全て終了した後、下記1.1(1)に別紙4「履行完了届」を提出すること。

## 7 作業全般に係る注意事項

(1) 履行場所における搬出入等の作業に際しては、施工までに下記1.1(1)と打ち合わせを行うこと。

(2) 履行場所での作業に際しては、履行場所担当者の指示に従い、必要に応じて床面、壁面等に養生を行い、建物等に損傷等がないようにすること。損害を与えた場合は、受注者の負担で原状復帰すること。

## 8 代金の請求及び支払い

(1) 上記6の履行完了届を提出し履行場所における検査に合格した後、速やかに下記1.1(2)に支払請求書を提出すること。支払いは、適法な支払請求書の受理から30日以内に、銀行振込により行う。

(2) 支払請求書には、以下の内容を必ず記載すること。

ア 宛名「官署支出官 宮崎労働局長」

イ 請求者の名称、所在地

ウ 案件名称「都城公共職業安定所外1施設におけるレイアウト変更に伴う什器類購入」

エ 作成日

オ 請求金額及び内訳

カ 振込先の口座情報

## 9 再委託について

(1) 当該業務の全部を第三者(子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に再委託することはできない。

ただし、契約金額に占める再委託契約金額の割合が50%未満の場合には、当業務の一部を再委託することができる。

(2) 当該業務の一部を再委託する場合は、契約書様式1「再委託に係る承認申請書」を提出し、当局の承認を受けなければならない。

ただし、当該再委託額が50万円未満の場合には、この限りでない。

(3) 再委託の相手方から、更に第三者に委託が行われる場合には、その旨を必ず報告し、履行体制の把握のために必要な提出書類について指示を仰ぐこと。

## 10 その他注意事項

(1) 物品の納入までに要する全ての費用は、落札者の負担とする。人件費(労働者の賃金)については、宮崎県の最低賃金を必ず確認し、かつ、契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって業務の

履行確保に支障が生じることのないよう十分配慮のうえ見積るものとする。

(2) 本仕様書に記載のない事項については、当局担当者の指示によること。

また、本仕様書に記載のない事項で疑義が生じた場合は、その都度問い合わせること。

(3) 原則、現地確認を行うこと。納品先担当に申し出、承認を得た上で行うこと。

なお、現地確認に当たっては、施設利用者の妨げになることのないよう、細心の注意を払い行うこと。

(4) 本業務の履行に際し知り得た事項は守秘義務を遵守し、情報の漏えい防止に万全を期すこと。

(5) 落札者は、仕様等の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

#### 1.1 各種問合せ先

(1) 仕様内容に関すること

〒885-0072 宮崎県都城市上町2街区11号 都城合同庁舎1階

都城公共職業安定所

担当：庶務課 蛭原・中山

(2) 入札手続き・契約に関すること

〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階

宮崎労働局総務部総務課

担当：会計第1係 谷川

電話：0985-38-8820

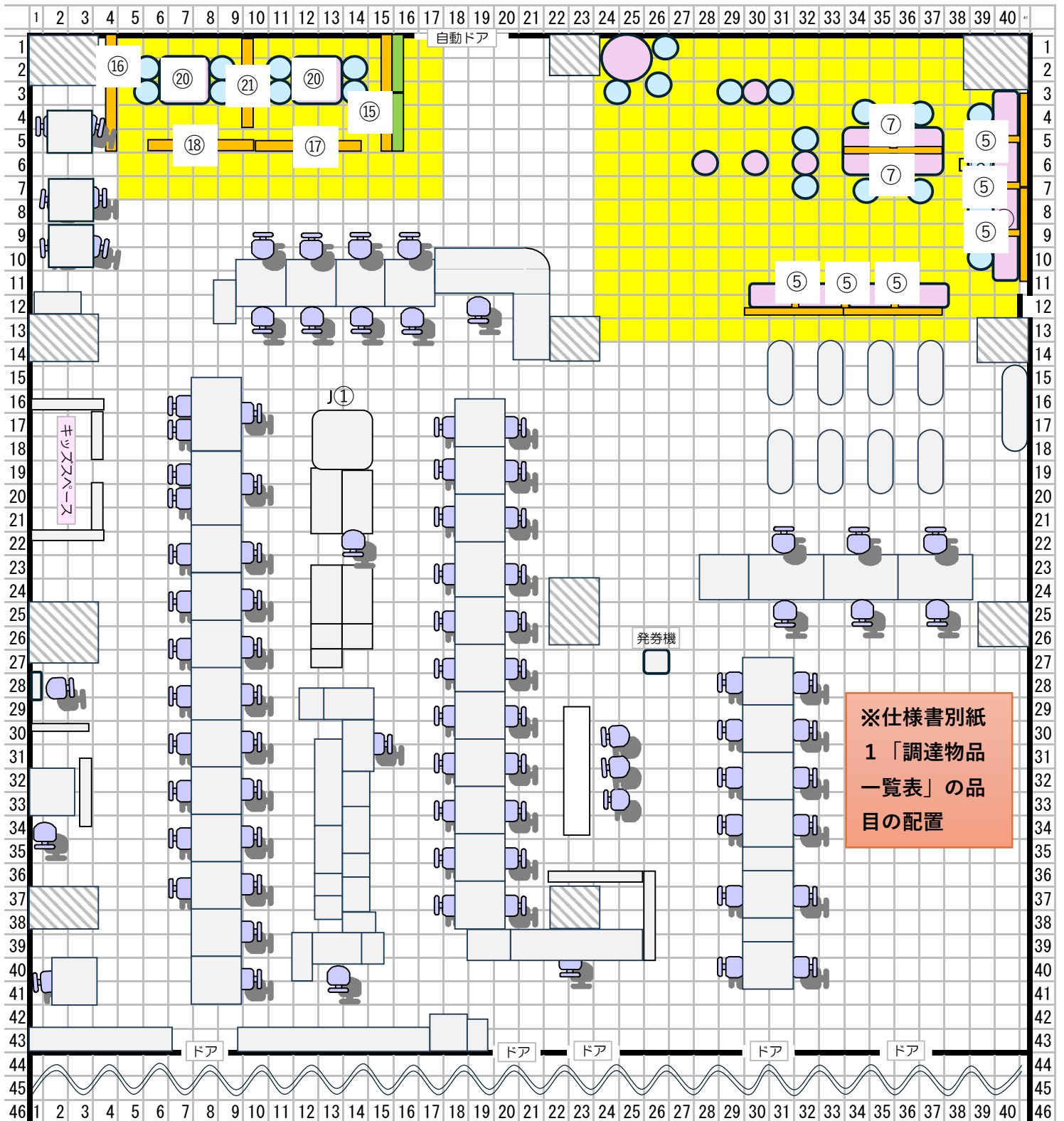
Eメール：miyazakikaikei@mhlw.go.jp

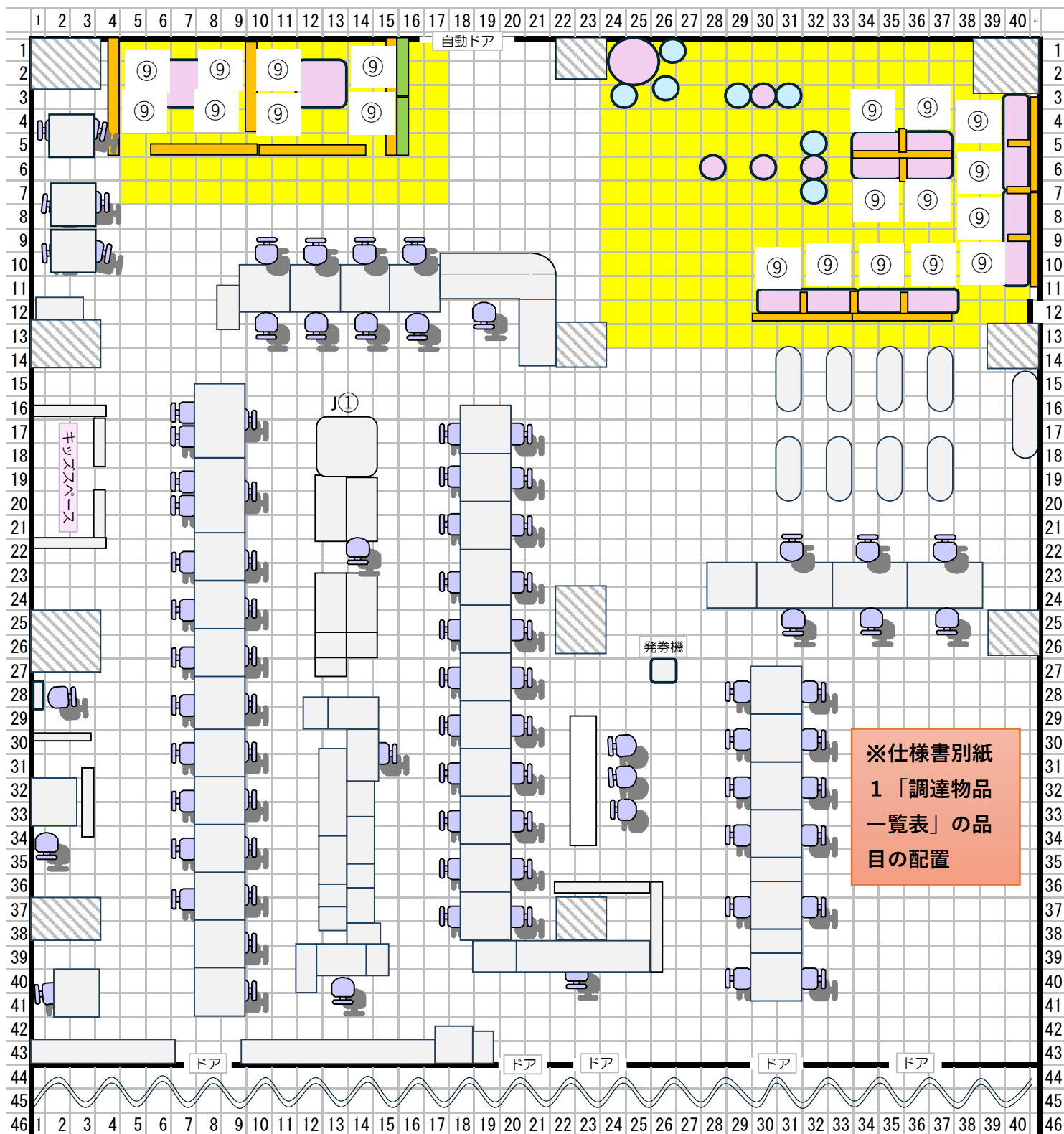
## 調達物品一覧表

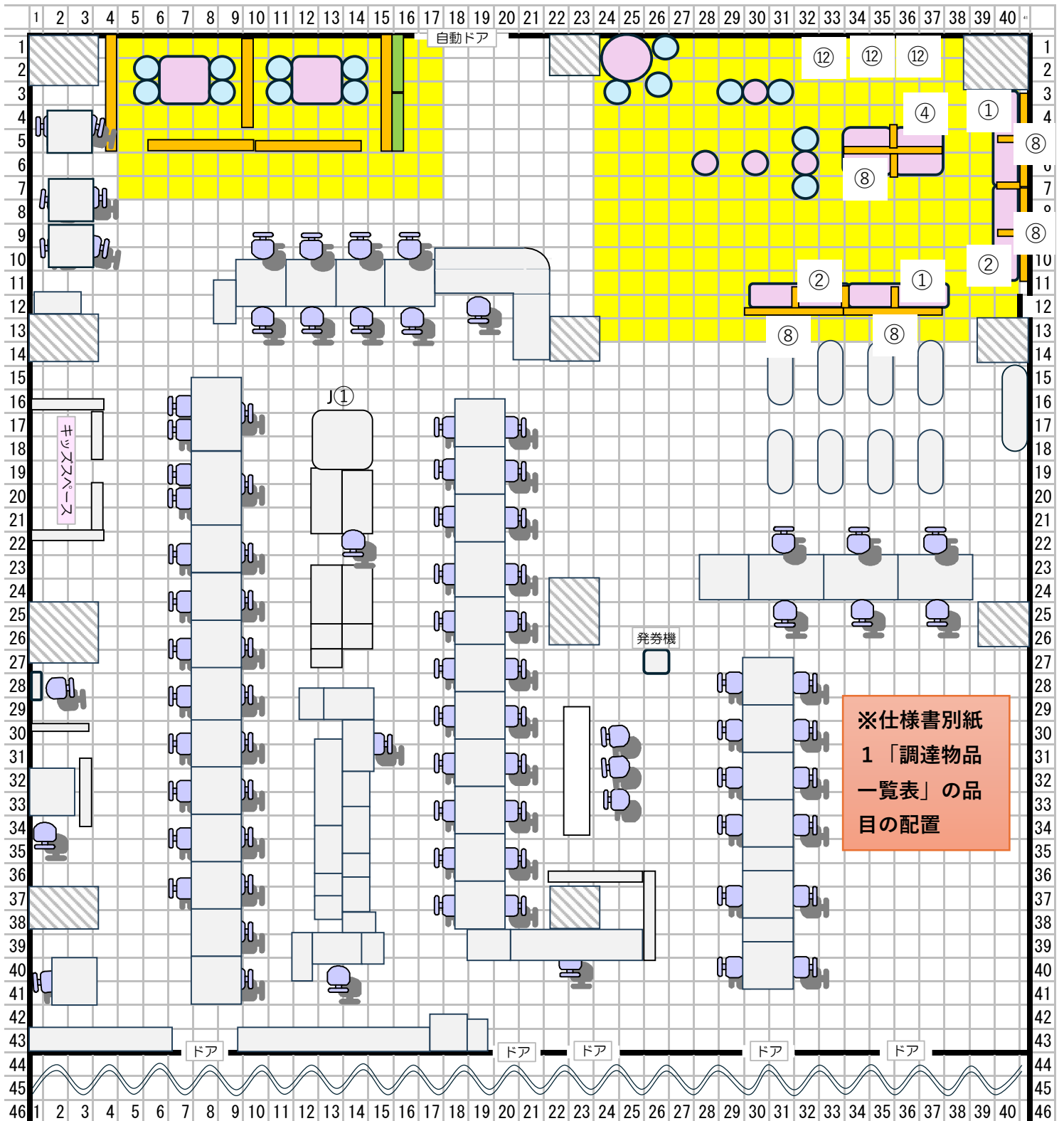
仕様書1別紙1

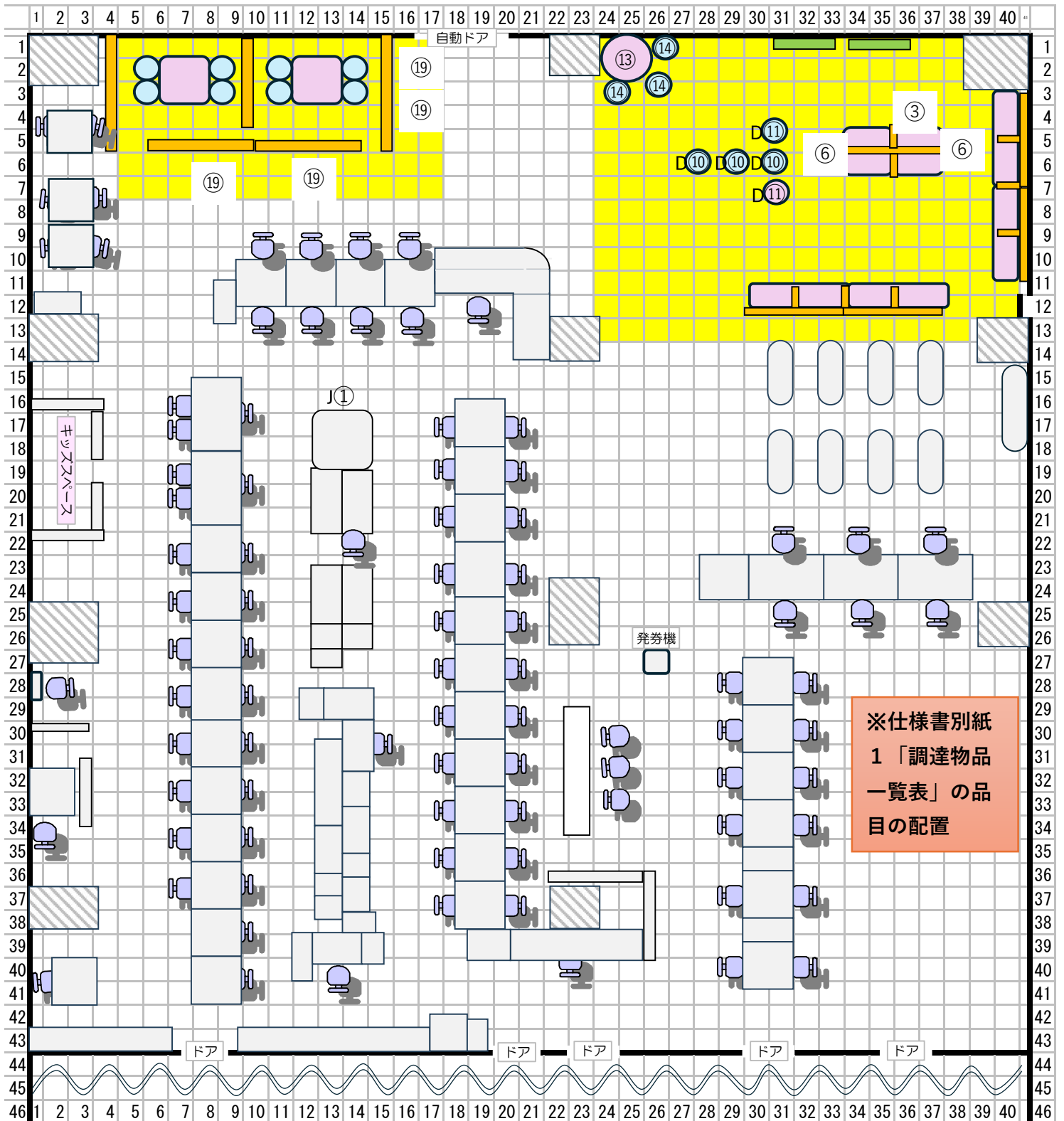
番号	品目名	参考仕様品	要求数	単位	同等品	要求官署
1	デスク	ココヨ デスク ワークヴィスタ+ 片面D700 基本 固定配線カバー サイズ:W2400xD725xH720 品番:DWV-PD2407-E6AMT13 ●納入現場での組立、設置	2	台	可	都城所
2	デスク	ココヨ デスク ワークヴィスタ+ 片面D700増連 固定配線カバー サイズ:W2400xD725xH720 品番:DWV-PJ2407-E6AMT13 ●納入現場での組立、設置	2	台	可	都城所
3	デスク	ココヨ デスク ワークヴィスタ+ 両面D1600基本 固定配線カバー サイズ:W2400xD1600xH720 品番:DWV-PD2416-E6AMT11 ●納入現場での組立、設置	1	台	可	都城所
4	デスク周辺	ココヨ デスクトップパネル ワークヴィスタ+エンド用フレームレス サイズ:W700xD23xH350 品番:DWVV-ME0735A-R31 ●納入現場での組立、設置	1	枚	可	都城所
5	デスク周辺	ココヨ デスクトップパネル ワークヴィスタ+サイド用フレームレス サイズ:W700xD23xH350 品番:DWVV-MS0735A-R31 ●納入現場での組立、設置	6	枚	可	都城所
6	デスク周辺	ココヨ デスクトップパネル ワークヴィスタ+エンド用フレームレス サイズ:W800xD23xH350 品番:DWVV-ME0835A-R31 ●納入現場での組立、設置	2	枚	可	都城所
7	デスク周辺	ココヨ デスクトップパネル ワークヴィスタ+サイド用フレームレス サイズ:W800xD23xH350 品番:DWVV-MS0835A-R31 ●納入現場での組立、設置	2	枚	可	都城所
8	デスク周辺	ココヨ デスクトップパネル ワークヴィスタ+フレームレス サイズ:W2400xD23xH350 品番:DWVV-M2435A-E6A-R31 ●納入現場での組立、設置	5	枚	可	都城所
9	事務用チェア	ココヨ オフィスチェア エルア ロータイプ 色:黒 サイズ:W630xD560xH905 付属品:脚 サークル肘 品番:C02-B151CW-BKT7T71	20	脚	可	都城所
10	テーブル	ココヨ テーブル フランカ 円形単柱脚 突板天板 サイズ:W600xD600xH1000 品番:TFK-SC0606HW-SAN14 ●納入現場での組立、設置	3	台	可	都城所
11	ミーティングチェア	ココヨ スツール CK-750 ハイタイプ メッキ脚 サイズ:W405xD405xH720 品番:K18-M85C-G2E51	2	脚	可	都城所
12	ボード	ココヨ 掲示板 ピン・磁石型 パーム サイズ:W1200xD25xH898 品番:BB-D134JN4	3	枚	可	都城所
13	テーブル	ココヨ テーブル フランカ 円形スチール4本脚スタンダード天板 サイズ:W1200xD1200xH720 品番:TFK-MC1212MM-6AT12 ●納入現場での組立、設置	1	台	可	都城所
14	ミーティングチェア	ココヨ スツール CK-750 ミドルタイプ メッキ脚 サイズ:W405xD405xH455 品番:K18-M83C-G2E51	3	脚	可	都城所
15	パーテーション	ココヨ ローパーテーション ユニットパネル 全面ガラス サイズ:W900xD45xH1835 品番:PU-G0918F2 ●納入現場での組立、設置 ●パーテーション片側の全面に同じ大きさの半透明のフィルム(株式会社中川ケミカル フォグラス品番C-16 サンド)を貼ること。枚数はパーテーションと同数とする。	6	枚	可	都城所
16	パーテーション	ココヨ ローパーテーション ユニットパネル 全面ガラス サイズ:W1000xD45xH1835 品番:PU-G1018F2 ●納入現場での組立、設置 ●パーテーション片側の全面に同じ大きさの半透明のフィルム(株式会社中川ケミカル フォグラス品番C-16 サンド)を貼ること。枚数はパーテーションと同数とする。	4	枚	可	都城所
17	パーテーション	ココヨ ローパーテーション ユニットパネル 左開ドア サイズ:W900xD113xH1835 品番:PU-D0918LF2HSNT1 ●納入現場での組立、設置	1	枚	可	都城所

番号	品目名	参考仕様品	要求数	単位	同等品	要求官署
18	パーテーション	コクヨ ローパーテーション ユニットパネル 右開ドア サイズ:W900xD113xH1835 品番:PU-D0918RF2HSNT1 ●納入現場での組立、設置	1	枚	可	都城所
19	ボード	コクヨ ホワイトボード マテリボ ピンナップボードホワイト板面タイプ サイズ:W665xD570xH1375 品番:B01-C067S1C2-E21	4	面	可	都城所
20	テーブル	コクヨ 会議テーブル ビエナ 固定角型天板配線付 塗装脚アジャスター サイズ:W1800xD900xH720 品番:MT-V189BSAAMT1-E	2	台	可	都城所
21	パーテーション	ウチダ アコーディオンスクリーン サイズ:1800x1650 品番:1-357-2711	2	台	可	都城所









## 廃棄物品一覧

## 都城公共職業安定所

番号	種類	品目	規格	取得年月日	備考
1	立掛台類	自己検索用台	W740	H15.12.9	22台
2	机類	記載台	TV-Y33	H15.12.9	2台
3	机類	記載台	TV-Y36	H15.12.9	1台
4	卓子・椅子類	カウンター	BC-1000	H18.3.29	1台
5	立掛台類	プライベートパネル	サイドパネスクリーン ウチダ洋行BC- 2000/3000	H21.6.22	3台
6	立掛台類	自己検索用台	W740	H18.3.31	2台
7		自己検索用台	物品表示なし		1台
8	卓子・椅子類	コアチェア	ウチダC420SG 1-215-6341	H15.12.9	1台
9	箱戸棚類	PCラック	RAC-S60H	H16.3.29	1台
10	卓子・椅子類	電話台	ウチダTS-135CT	H20.1.11	1台
11	箱戸棚類	ワゴン	ウチダA4-3段S付5- 160-6320	H15.12.9	1台
12	机類	記載台TV-Y36の 掲示板部分	TVV-33	H15.12.9	1台
13	卓子・椅子類	コアチェア	TOYO TW-700A	H22.11.30	1台
14	卓子・椅子類	長型椅子		H10.3.5	2脚
15	卓子・椅子類	丸椅子			2台
16		椅子(赤)		H15.12.9	3脚
17		足踏み式消毒スタンド	YE-10-ID	R3.1.21	1台

## 廃棄物品一覧

都城公共職業安定所

番号	種類	品目	規格	取得年月日	備考
18		パーテーション			1台
19	箱戸棚類	雑誌架	6-400-812	H14.2.5	1台
20		テーブル			1台
21		椅子(緑)			1台

廃棄物品写真

1 自己検索用台 2 2台



2 記載台 2台



3 記載台 1台



4 カウンター 1 台



5 プライベートパネル 3 台



6 自己検索用台 2 台



7 自己検索用台 1台



8 コアチェア 1台



9 PCラック 1台



10 電話台 1 台



11 ワゴン 1 台



12 記載台用掲示パネル 1 台



13 コアチェア 1台



14 長型椅子 2脚



15 丸椅子 2台



16 椅子 3脚



17 足踏み式消毒スタンド 1台



18 パーテーション 1台



19 雑誌架 1 台



20 閲覧用テーブル 1 台



21 椅子 1 台



別紙4  
令和 年 月 日

支出負担行為担当官

宮崎労働局総務部長 殿

(受託者)

住 所

会社名

代表者

## 履 行 完 了 届

下記のとおり完了しましたのでお届けします。

記

受託業務の名称	都城公共職業安定所外1施設における レイアウト変更に伴う什器類購入一式
履 行 概 要	仕様書のとおり
完 了 年 月 日	令和 年 月 日

# 仕様書 2

宮崎労働局

## 1 概要

小林公共職業安定所のレイアウト変更に伴い、什器等の物品を購入する。  
本契約には、安定所のレイアウト変更に伴う什器の移設、新規調達品の搬入・設置及び廃棄予定品の搬出が業務として含まれる。

## 2 納入・履行場所

〒886-0004 宮崎県小林市細野367-5

小林公共職業安定所

電話：0984-23-2171

## 3 履行期限

本業務の履行期限は令和8年10月31日(土)までとする。

なお、履行場所での作業日程については以下のとおり。

### ①新規調達品の搬入及び設置

令和8年10月17日(土)、18日(日)または、令和8年10月24日(土)、10月25日(日)とする。

※実際に作業を行うにあたっては、下記11(1)と日程を調整すること。

### ②廃棄予定品の搬出

上記①と同じ

## 4 新規調達品の搬入及び設置

### (1)新規調達する物品

別紙1「調達物品一覧」に記載のとおり。

なお、原則として別紙1に記載する「参考仕様品」を調達することとし、参考仕様品以外の製品を選択したい場合は、あらかじめ申請し、同等品として当局の承認を受けること。同等品の申請については、入札説明書による。

### (2)設置及び移設

新規調達品は、別紙2「レイアウト図」のとおり設置すること。

### (3)納品書の交付

新規調達品の納入に当たっては、納入物品と共に「納品書」を上記2の納入場所に交付し、納入場所担当者の検査を受けること。

納品書の様式は任意とするが、以下の内容を必ず記載すること。

ア 宛名「支出負担行為担当官 宮崎労働局総務部長」

イ 受注者の名称、所在地

ウ 案件名称「小林公共職業安定所におけるレイアウト変更に伴う什器類購入」

エ 納品日

オ 納品場所

カ 納品品目及び数量

### (5)注意事項

ア 新規調達品は、必ず全て新品であり、グリーン購入法適合品もしくは環境に配慮された製品であること。

イ 参考仕様品以外を納品した場合で、寸法や材質等規格相違により使用に耐えないことが明らかとなった場合、直ちに受注者の責において交換等の措置を講じること。

ウ 搬入時に生じる段ボール等の廃材は、持ち帰ること。

エ 新規調達品の設置に際しては、必要に応じ、設置場所において連結固定・床固定等の転倒防止措置を講ずること。

オ 納品期限内に物品等を納入し難い場合には、その事由を記して期限内に契約担当官あて納入延期申出をする事ができる。契約担当官等は、その事由を正当と認めたときは納入延期を許可するが、契約金額から遅滞料を差し引くこととする。

ただし、契約担当官等が納入遅滞事由につき落札業者の責に帰し難いものと認めたときは、遅滞料を免除することができる。

遅滞料は、その期限の翌日より起算し未納入分の年3%の割合で計算した金額とする。

## 5 廃棄予定品の搬出

### (1) 対象となる物品

廃棄予定品の詳細は、別紙3-1「廃棄物品一覧」及び別紙3-2「廃棄物品写真」のとおり。

### (2) 業務詳細及び注意事項

ア 上記(1)の物品を、執務室から搬出場所(詳細な場所については下記11(1)と調整)まで搬出すること。

イ 什器等の搬出に際し、解体や耐震固定の取外し等が必要なものについては、適宜これらの作業を行った上で移動させること。

## 6 履行完了届の提出

上記4及び5に定める作業が全て終了した後、下記11(1)に別紙4「履行完了届」を提出すること。

## 7 作業全般に係る注意事項

(1) 履行場所における搬出入等の作業に際しては、施工までに下記11(1)と打ち合わせを行うこと。

(2) 履行場所での作業に際しては、履行場所担当者の指示に従い、必要に応じて床面、壁面等に養生を行い、建物等に損傷等がないようにすること。損害を与えた場合は、受注者の負担で原状復帰すること。

## 8 代金の請求及び支払い

(1) 上記6の履行完了届を提出し履行場所における検査に合格した後、速やかに下記11(2)に支払請求書を提出すること。支払いは、適法な支払請求書の受理から30日以内に、銀行振込により行う。

(2) 支払請求書には、以下の内容を必ず記載すること。

ア 宛名「官署支出官 宮崎労働局長」

イ 請求者の名称、所在地

ウ 案件名称「都城公共職業安定所外1施設におけるレイアウト変更に伴う什器類購入」

エ 作成日

オ 請求金額及び内訳

カ 振込先の口座情報

## 9 再委託について

(1) 当該業務の全部を第三者(子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に再委託することはできない。

ただし、契約金額に占める再委託契約金額の割合が50%未満の場合には、当業務の一部を再委託することができる。

(2) 当該業務の一部を再委託する場合は、契約書様式1「再委託に係る承認申請書」を提出し、当局の承認を受けなければならない。

ただし、当該再委託額が50万円未満の場合には、この限りでない。

(3) 再委託の相手方から、更に第三者に委託が行われる場合には、その旨を必ず報告し、履行体制の把握のために必要な提出書類について指示を仰ぐこと。

## 10 その他注意事項

- (1) 物品の納入までに要する全ての費用は、落札者の負担とする。人件費（労働者の賃金）については、宮崎県の最低賃金を必ず確認し、かつ、契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって業務の履行確保に支障が生じることのないよう十分配慮のうえ見積るものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、当局担当者の指示によること。  
また、本仕様書に記載のない事項で疑義が生じた場合は、その都度問い合わせること。
- (3) 原則、現地確認を行うこと。納品先担当に申し出、承認を得た上で行うこと。  
なお、現地確認に当たっては、施設利用者の妨げになることのないよう、細心の注意を払い行うこと。
- (4) 本業務の履行に際し知り得た事項は守秘義務を遵守し、情報の漏えい防止に万全を期すこと。
- (5) 落札者は、仕様等の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

## 11 各種問合せ先

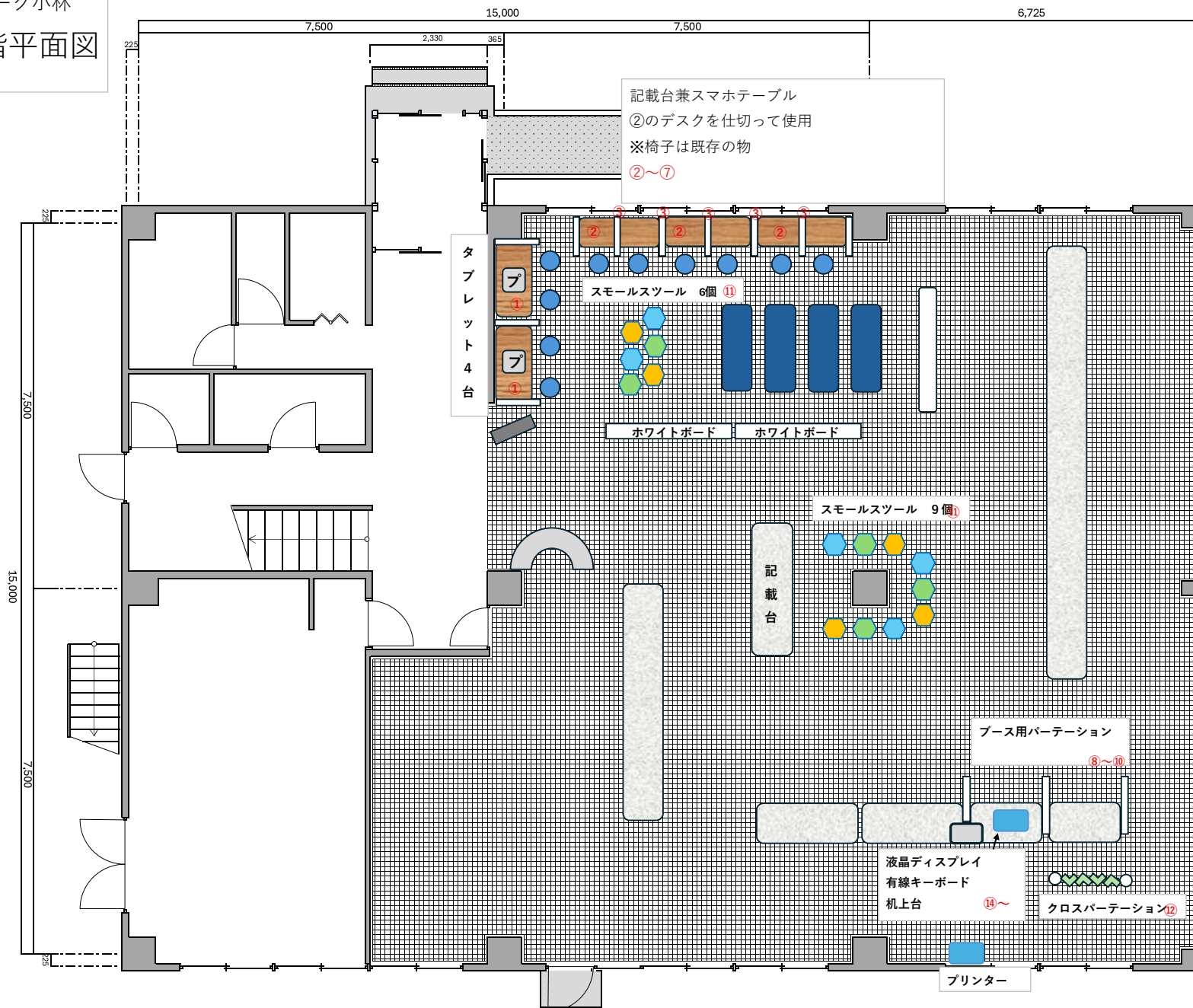
- (1) 仕様内容に関すること  
〒886-0004 宮崎県小林市細野367-5  
小林公共職業安定所  
担当：管理課 阿部  
電話：0984-23-2171
- (2) 入札手続き・契約に関すること  
〒880-0805 宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階  
宮崎労働局総務部総務課  
担当：会計第1係 谷川  
電話：0985-38-8820  
Eメール：miyazakikaikei@mhlw.go.jp

調達物品一覧表

仕様書2別紙1

番号	品目名	参考仕様品	要求数	単位	同等品	要求官署
1	デスク	コクヨ サイズ:W1800×D625mm×H720mm 付属品:開閉配線カバー 品番:DWV-WD1806-SAWMT12 ●品目番号1～7は組み合わせ可能なものとする ●納入現場での組立、設置	2	台	可※	小林所
2	デスク	コクヨ サイズ:W1800×D625mm×H720mm 付属品:開閉配線カバー 品番:DWV-WJ1806-SAWMT13 ●品目番号1～7は組み合わせ可能なものとする ●納入現場での組立、設置	3	台	可※	小林所
3	デスク上パネル	コクヨ サイズ:W1798×D24mm×H500mm 品番:SDV-V185SAWJTV1NN ●品目番号1～7は組み合わせ可能なものとする ●納入現場での組立、設置	5	枚	可※	小林所
4	デスクエンドパネル	コクヨ サイズ:W24×D600mm×H500mm 品番:SDV-LV65EJTV1N ●品目番号1～7は組み合わせ可能なものとする ●納入現場での組立、設置	4	枚	可※	小林所
5	デスクサイドパネル	コクヨ サイズ:W24×D588mm×H500mm 品番:SDV-V65SJTV1 ●品目番号1～7は組み合わせ可能なものとする ●納入現場での組立、設置	6	枚	可※	小林所
6	デスク電源コンセント2口	コクヨ サイズ:W158×D89mm×H92mm 品番:SDA-ISEJ101N3 ●品目番号1～7は組み合わせ可能なものとする ●納入現場での組立、設置	10	個	可	小林所
7	デスク電源コンセント2口 固定器具(クランプ)	コクヨ サイズ:W145×D59mm×H87mm 品番:WDJ-10P81N3 ●品目番号1～7は組み合わせ可能なものとする ●納入現場での組立、設置	10	個	可	小林所
8	ローパーテーション	コクヨ サイズ:W1200×D54mm×H1335mm 品番:PP-FXW1213SAWN ●納入現場での組立、設置	2	枚	可	小林所
9	ローパーテーション	コクヨ サイズ:W600×D54mm×H1335mm 品番:PP-FXW0613SAWN ●納入現場での組立、設置	1	枚	可	小林所
10	ローパーテーション用 両側用安定脚	コクヨ サイズ:W50×D400mm×H155mm 品番:PPS-FXFWF4 ●納入現場での組立、設置	6	個	可	小林所
11	スツール	FRENZ サイズ:W350×D380mm×H400mm 品番:LDP-SST 色:オレンジ:5台、ブルー:5台、イエローグリーン:5台	15	台	可	小林所
12	クロスパーテーション (蛇腹・自立タイプ)	トヨダプロダクツ サイズ:W1800mm×H1592mm 色:グリーン 型番:10252 JANコード:4522977102526 ●納入現場での組立、設置	1	台	可	小林所
13	プリンター	リコー 品番:RICHOSG3300 連続プリント速度:フルカラーモノクロ29枚/分 ファーストプリント:最速2.5秒 オプショントレイ:3段装着可能 解像度(最大)4,800dpi相当×1,200dpi 給紙量:標準250枚最大1,100枚	1	台	可	小林所
14	液晶ディスプレイ	IODATA サイズ:23.8型 型番:LCD-D241SD-FX	1	台	可	小林所
15	有線キーボード	エレコム 型番:TK-FCM114SKBK	1	台	可	小林所
16	机上台	LIHITLAB サイズ:W590mm×D250mm×H80mm 品番:A-7332 色:ホワイト	1	台	可	小林所
		可※:デスクに付随する品物であるため、同等品でも部品として設置可能な物に限る。				

# 庁舎 1 階平面図



## 廃棄物品一覧

小林公共職業安定所

番号	種類	品目	規格	取得年月日	耐用年数	備考
1	椅子類	長椅子	コクヨ CN-714P	H7.2.15	8年	3個
2	椅子類	長椅子	コクヨ CN-434P	H7.2.15	8年	2個
3	椅子類	長椅子	コクヨ CN-433P	H7.2.15	8年	1個
4	雑機器	自己検索装置用テーブル	アクリル側板・中棚付	H17.9.2	15年	9個

廃棄物品写真

1 品目名 長椅子 (CN-714P) × 3個



2 品目名 長椅子 (CN-434P) × 2個



3 品目名 長椅子 (CN-433P) × 1個



4 品目名 自己検索機装置用テーブル × 9個  
※ テーブルのみ廃棄 (椅子は廃棄しない)



別紙4  
令和 年 月 日

支出負担行為担当官

宮崎労働局総務部長 殿

(受託者)

住 所

会社名

代表者

## 履 行 完 了 届

下記のとおり完了しましたのでお届けします。

記

受託業務の名称	都城公共職業安定所外1施設における レイアウト変更に伴う什器類購入
履 行 概 要	仕様書のとおり
完 了 年 月 日	令和 年 月 日

## 契 約 書

1. 件 名 令和8年度 都城公共職業安定所外1施設におけるレイアウト変更に伴う什器類購入
2. 履行期限又は契約期間 契約締結日から令和8年10月31日まで
3. 契約品目及び契約単価 別紙1のとおり  
契約単価に数量を乗じて得た額に、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、100分の10を乗じて得た額（円未満の端数切捨て）を消費税額及び地方消費税額として支払うものとする。
4. 履行場所 仕様書のとおり
5. 契約保証金 免除

発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、「令和8年度 都城公共職業安定所外1施設におけるレイアウト変更に伴う什器類購入」（以下「業務」という。）に関し、別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和8年 月 日

甲 宮崎県宮崎市橘通東3丁目1番22号  
支出負担行為担当官  
宮崎労働局総務部長 小森 康正

乙

## 契 約 条 項

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、別添仕様書に基づき業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(費用負担)

第3条 本契約書に別に定めるものを除き、乙が本契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

(再委託)

第4条 乙は、業務の全部を第三者に再委託することはできない。ただし、契約金額に占める再委託契約金額の割合が50%未満である場合に限り、業務の一部を再委託することができる。

2 乙は、業務の一部を再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託額が50万円未満の場合には、この限りでない。

なお、この場合に乙は、再委託者の行為についてすべての責任を負うものとし、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書の規定を準用して再委託者と約定しなければならない。

3 乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。）を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めたときはこれに応じなければならない。

4 乙は、再委託先を変更する場合は、様式2により甲に再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

5 この契約にいう「第三者」「再委託先」とは、特に定めのない限り乙と法人格を異にする者をいい、子会社等資本関係にある者であっても「第三者」「再委託先」に該当するものとする。

(履行体制)

第5条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、前条の手続の際、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を様式3により甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに前条第4項の手続により様式4により甲に承認を求めなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、この限りでない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更

(2) 事業参加者の住所のみの変更

(3) 契約金額のみの変更

3 前2項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため、乙に対して説明を求めるものとし、乙は速やかにこれに応じなければならない。

(遅滞料)

第6条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が遅滞料の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき乙に賠償請求することを妨げるものでない。

(納期の無償延期)

第7条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。

2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、遅滞料を免除する。

(監督)

第8条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

第9条 甲は乙から納品書の提出を受けた後、速やかに検査を行うものとする。この場合において、乙の履行内容が甲の行う審査に合格しないときは、乙は甲の指示により現品の取り替え及び修正等の対応措置を講ずるものとする。その場合に発生する費用等は全て乙の負担とする。

(契約金額の支払)

第10条 乙は、検査終了後、支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(遅延利息)

第 11 条 甲は、自己の責に帰すべき事由により、前条第 2 項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 12 条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第 2 条第 2 項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第 13 条 乙は、本契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、本契約によって知得した内容を保護するために必要な措置を講じなくてはならない。

(契約の解除等)

第 14 条 甲は、いつでも自己の都合によって、本契約を解除することができる。

2 乙が本契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められるときは、甲は何時でも本契約を解除することができる。この場合、違約金として甲は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を乙に納付させるものとする。

3 乙が前項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

4 第 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

(危険負担)

第 15 条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(損害賠償)

第 16 条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、他に定める場合を除き、甲が実際に被った損害に限り、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、本契約の履行に着手後、第 14 条第 1 項の規定による契約解除により損害が生じたときは、甲の意思表示があった日から 10 日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、適当と認めた金額を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 17 条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 7 条又は同法第 8 条の 2(同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項(同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

(3) 乙が競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。なお、甲が契約に際し当該書類を求めている場合は除く。

(4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

(5) 第 3 項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第 1 項第 3 号又は第 4 号の事実(再委託先に係るものを含む。)を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 18 条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当することとなったときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の請求に基づき、契

約金額（本契約締結後、契約金額の変更があったときは変更後の額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（1）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（2）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（3）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（4）乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

（5）前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

（属性要件に基づく契約解除）

第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

（5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第20条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為があったと認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第21条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。))及び再受託者(再委託以降のすべての受託者を含む。))並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第22条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由なく前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第23条 第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において甲は、これにより乙に生じた損害について何ら賠償することを要せず、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第24条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第 25 条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省法令違反に係る契約解除)

第 26 条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用者が第 1 号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省法令違反に係る違約金)

第 27 条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があったときは変更後の額）の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 乙が第 1 項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

4 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第 28 条 甲は、納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から 1 年以内に

(数量又は権利の不適合については期間制限なく) その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第 2 号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第 1 号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと

(2) 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(紛争等の解決方法)

第29条 本契約条項又は本契約に定めのない事項若しくは契約条項の解釈について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については宮崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し)

第30条 契約締結後に最低賃金の改定が行われ、作業労働者の人件費が最低賃金額を下回った場合又はエネルギーコスト等の変動により契約金額が不相当となった場合は、双方協議の上で、適切な価格での契約の変更を行うことができるものとする。

(存続条項)

第31条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第6条、第13条、第14条第2項、第16条、第17条、第18条、第20条、第21条、第23条、第27条、第29条及び本条はなお有効に存続するものとする。

(以下この頁余白)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

宮崎労働局総務部長 殿

住 所

商号又名称

代表者氏名

再委託に係る承認申請書

「令和 8 年度 都城公共職業安定所外 1 施設におけるレイアウト変更に伴う什器類購入」  
に係る再委託について、下記のとおり申請します。

記

1. 委任する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委任する相手方の業務の範囲
3. 委任を行う合理的理由
4. 委任する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

宮崎労働局総務部長 殿

住 所

商号又名称

代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

「令和8年度 都城公共職業安定所外1施設におけるレイアウト変更に伴う什器類購入」に係る再委託について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

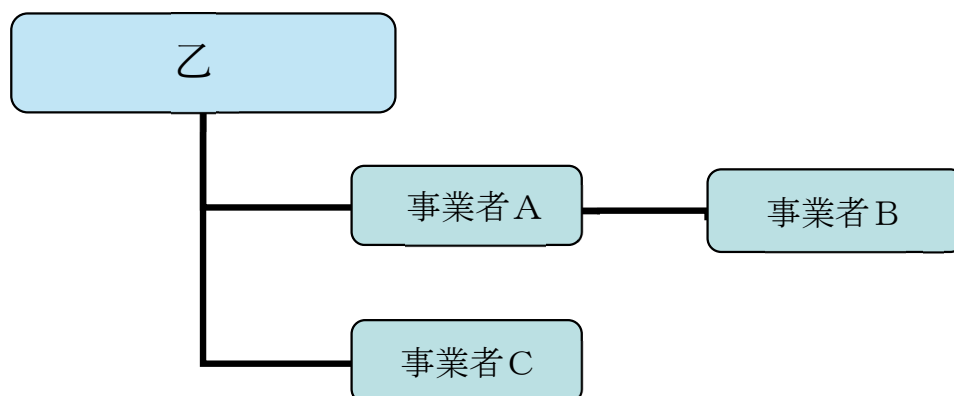
## 履行体制図

## 【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（丙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

## 【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	〇〇県〇〇市		
B			



令和 年 月 日

支出負担行為担当官

宮崎労働局総務部長 殿

住 所

商号又名称

代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第5条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

# 仕様書 1

宮崎労働局

## 1 概要

都城公共職業安定所のレイアウト変更に伴い、什器等の物品を購入する。  
本契約には、安定所のレイアウト変更に伴う什器の移設、新規調達品の搬入・設置及び廃棄予定品の搬出が業務として含まれる。

## 2 納入・履行場所

〒885-0072 宮崎県都城市上町2街区11号 都城合同庁舎1階  
都城公共職業安定所  
電話：0986-22-1745（51#）

## 3 履行期限

本業務の履行期限は令和8年10月31日（土）までとする。  
なお、履行場所での作業日程については以下のとおり。

### ①新規調達品の搬入及び設置

令和8年10月17日（土）、18日（日）または、令和8年10月24日（土）、10月25日（日）とする。

※実際に作業を行うにあたっては、下記11(1)と日程を調整すること。

### ②上記①に伴う、点字ブロックからタイルカーペットへの入替

上記①と同じ

### ③廃棄予定品の搬出

上記①と同じ

## 4 新規調達品の搬入及び設置、カーペットの入替

### (1)新規調達する物品

別紙1「調達物品一覧」に記載のとおり。

なお、原則として別紙1に記載する「参考仕様品」を調達することとし、参考仕様品以外の製品を選択したい場合は、あらかじめ申請し、同等品として当局の承認を受けること。同等品の申請については、入札説明書による。

### (2)設置及び移設

新規調達品は、別紙2-1～4「レイアウト図」のとおり設置すること。

### (3)カーペットの入替

現在設置されている点字ブロックについて、パーティションの設置に伴い重なることが想定されるため、その場合に、隣のタイルカーペットとの入替作業を行い、パーティションが適切に固定できるよう作業を行うこと。

### (4)納品書の交付

新規調達品の納入に当たっては、納入物品と共に「納品書」を上記2の納入場所に交付し、納入場所担当者の検査を受けること。

納品書の様式は任意とするが、以下の内容を必ず記載すること。

ア 宛名「支出負担行為担当官 宮崎労働局総務部長」

イ 受注者の名称、所在地

ウ 案件名称「都城公共職業安定所におけるレイアウト変更に伴う什器類購入」

エ 納品日

オ 納品場所

カ 納品品目及び数量

### (5)注意事項

ア 新規調達品は、必ず全て新品であり、グリーン購入法適合品もしくは環境に配慮された製品であること。

イ 参考仕様品以外を納品した場合で、寸法や材質等規格相違により使用に耐えないことが明らかと

なった場合、直ちに受注者の責において交換等の措置を講じること。

ウ 搬入時に生じる段ボール等の廃材は、持ち帰ること。

エ 新規調達品の設置に際しては、必要に応じ、設置場所において連結固定・床固定等の転倒防止措置を講ずること。

オ 納品期限内に物品等を納入し難い場合には、その事由を記して期限内に契約担当官あて納入延期申出をする事ができる。契約担当官等は、その事由を正当と認めたときは納入延期を許可するが、契約金額から遅滞料を差し引くこととする。

ただし、契約担当官等が納入遅滞事由につき落札業者の責に帰し難いものと認めたときは、遅滞料を免除することができる。

遅滞料は、その期限の翌日より起算し未納入分の年3%の割合で計算した金額とする。

## 5 廃棄予定品の搬出

### (1) 対象となる物品

廃棄予定品の詳細は、別紙3-1「廃棄物品一覧」及び別紙3-2「廃棄物品写真」のとおり。

### (2) 業務詳細及び注意事項

ア 上記(1)の物品を、執務室から搬出場所(詳細な場所については下記1.1(1)と調整)まで搬出すること。

イ 什器等の搬出に際し、解体や耐震固定の取外し等が必要なものについては、適宜これらの作業を行った上で移動させること。

## 6 履行完了届の提出

上記4及び5に定める作業が全て終了した後、下記1.1(1)に別紙4「履行完了届」を提出すること。

## 7 作業全般に係る注意事項

(1) 履行場所における搬出入等の作業に際しては、施工までに下記1.1(1)と打ち合わせを行うこと。

(2) 履行場所での作業に際しては、履行場所担当者の指示に従い、必要に応じて床面、壁面等に養生を行い、建物等に損傷等がないようにすること。損害を与えた場合は、受注者の負担で原状復帰すること。

## 8 代金の請求及び支払い

(1) 上記6の履行完了届を提出し履行場所における検査に合格した後、速やかに下記1.1(2)に支払請求書を提出すること。支払いは、適法な支払請求書の受理から30日以内に、銀行振込により行う。

(2) 支払請求書には、以下の内容を必ず記載すること。

ア 宛名「官署支出官 宮崎労働局長」

イ 請求者の名称、所在地

ウ 案件名称「都城公共職業安定所外1施設におけるレイアウト変更に伴う什器類購入」

エ 作成日

オ 請求金額及び内訳

カ 振込先の口座情報

## 9 再委託について

(1) 当該業務の全部を第三者(子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に再委託することはできない。

ただし、契約金額に占める再委託契約金額の割合が50%未満の場合には、当業務の一部を再委託することができる。

(2) 当該業務の一部を再委託する場合は、契約書様式1「再委託に係る承認申請書」を提出し、当局の承認を受けなければならない。

ただし、当該再委託額が50万円未満の場合には、この限りでない。

(3) 再委託の相手方から、更に第三者に委託が行われる場合には、その旨を必ず報告し、履行体制の把握のために必要な提出書類について指示を仰ぐこと。

## 10 その他注意事項

(1) 物品の納入までに要する全ての費用は、落札者の負担とする。人件費(労働者の賃金)については、宮崎県の最低賃金を必ず確認し、かつ、契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって業務の

履行確保に支障が生じることのないよう十分配慮のうえ見積るものとする。

- (2) 本仕様書に記載のない事項については、当局担当者の指示によること。  
また、本仕様書に記載のない事項で疑義が生じた場合は、その都度問い合わせること。
- (3) 原則、現地確認を行うこと。納品先担当に申し出、承認を得た上で行うこと。  
なお、現地確認に当たっては、施設利用者の妨げになることのないよう、細心の注意を払い行うこと。
- (4) 本業務の履行に際し知り得た事項は守秘義務を遵守し、情報の漏えい防止に万全を期すこと。
- (5) 落札者は、仕様等の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

#### 1 1 各種問合せ先

##### (1) 仕様内容に関する事

〒885-0072 宮崎県都城市上町2街区11号 都城合同庁舎1階  
都城公共職業安定所

担当：庶務課 蛭原・中山

##### (2) 入札手続き・契約に関する事

〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階  
宮崎労働局総務部総務課

担当：会計第1係 谷川

電話：0985-38-8820

Eメール：miyazakikaikei@mhlw.go.jp

## 調達物品一覧表

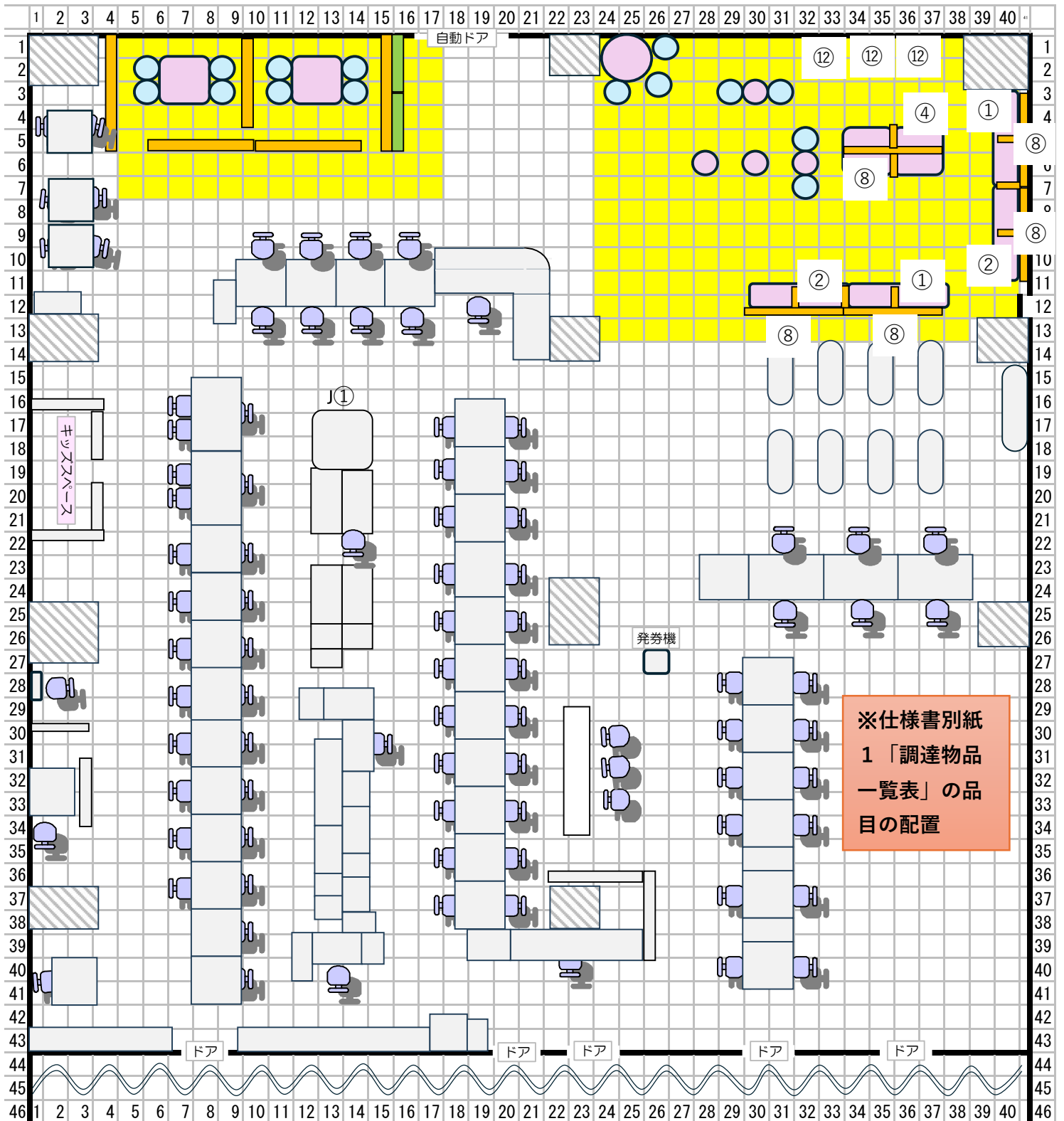
仕様書1別紙1

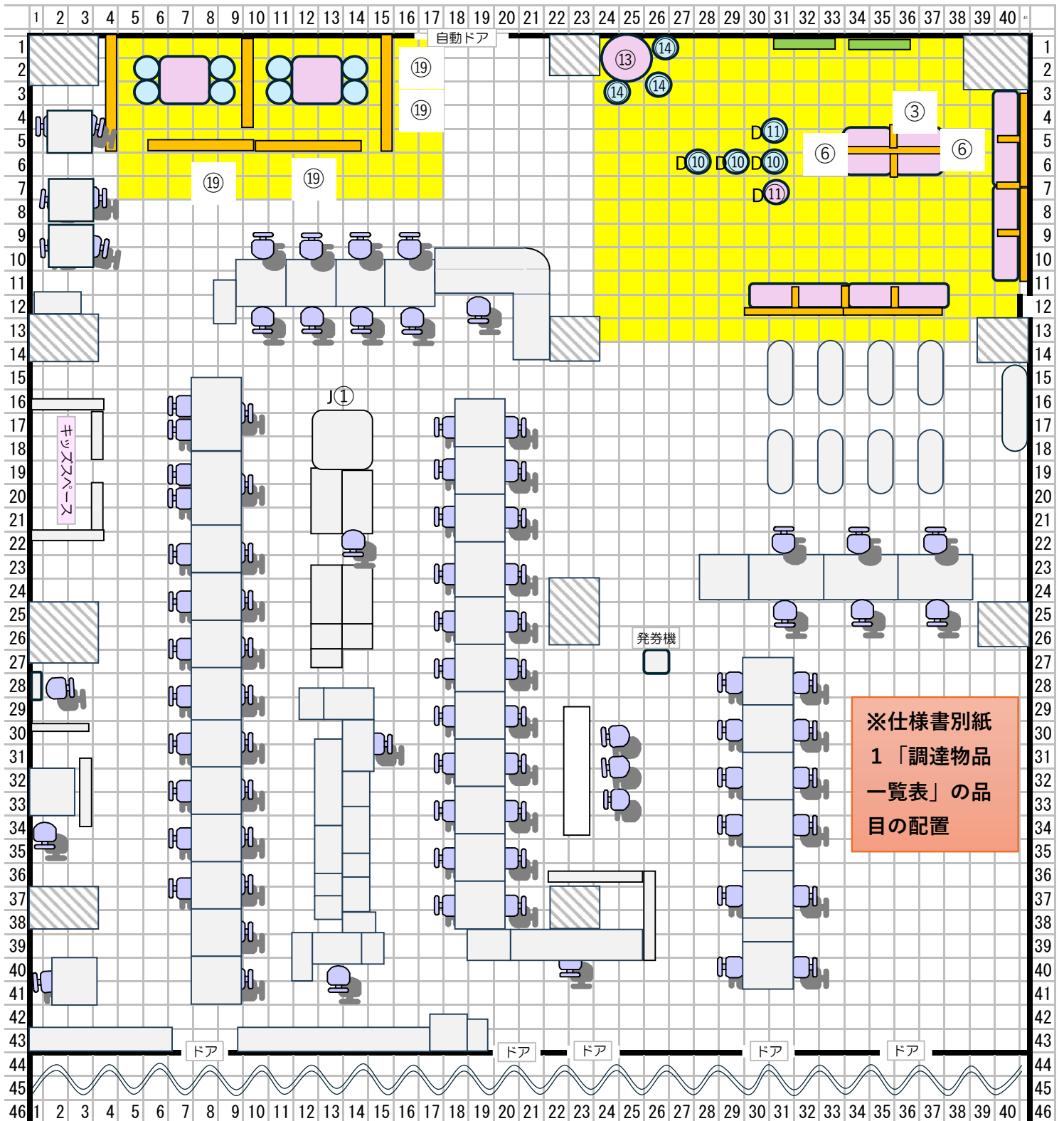
番号	品目名	参考仕様品	要求数	単位	同等品	要求官署
1	デスク	ココヨ デスク ワークヴィスタ+ 片面D700 基本 固定配線カバー サイズ:W2400xD725xH720 品番:DWV-PD2407-E6AMT13 ●納入現場での組立、設置	2	台	可	都城所
2	デスク	ココヨ デスク ワークヴィスタ+ 片面D700増連 固定配線カバー サイズ:W2400xD725xH720 品番:DWV-PJ2407-E6AMT13 ●納入現場での組立、設置	2	台	可	都城所
3	デスク	ココヨ デスク ワークヴィスタ+ 両面D1600基本 固定配線カバー サイズ:W2400xD1600xH720 品番:DWV-PD2416-E6AMT11 ●納入現場での組立、設置	1	台	可	都城所
4	デスク周辺	ココヨ デスクトップパネル ワークヴィスタ+エンド用フレームレス サイズ:W700xD23xH350 品番:DWVV-ME0735A-R31 ●納入現場での組立、設置	1	枚	可	都城所
5	デスク周辺	ココヨ デスクトップパネル ワークヴィスタ+サイド用フレームレス サイズ:W700xD23xH350 品番:DWVV-MS0735A-R31 ●納入現場での組立、設置	6	枚	可	都城所
6	デスク周辺	ココヨ デスクトップパネル ワークヴィスタ+エンド用フレームレス サイズ:W800xD23xH350 品番:DWVV-ME0835A-R31 ●納入現場での組立、設置	2	枚	可	都城所
7	デスク周辺	ココヨ デスクトップパネル ワークヴィスタ+サイド用フレームレス サイズ:W800xD23xH350 品番:DWVV-MS0835A-R31 ●納入現場での組立、設置	2	枚	可	都城所
8	デスク周辺	ココヨ デスクトップパネル ワークヴィスタ+フレームレス サイズ:W2400xD23xH350 品番:DWVV-M2435A-E6A-R31 ●納入現場での組立、設置	5	枚	可	都城所
9	事務用チェア	ココヨ オフィスチェア エルア ロータイプ 色:黒 サイズ:W630xD560xH905 付属品:脚 サークル肘 品番:C02-B151CW-BKT7T71	20	脚	可	都城所
10	テーブル	ココヨ テーブル フランカ 円形単柱脚 突板天板 サイズ:W600xD600xH1000 品番:TFK-SC0606HW-SAN14 ●納入現場での組立、設置	3	台	可	都城所
11	ミーティングチェア	ココヨ スツール CK-750 ハイタイプ メッキ脚 サイズ:W405xD405xH720 品番:K18-M85C-G2E51	2	脚	可	都城所
12	ボード	ココヨ 掲示板 ピン・磁石型 パーム サイズ:W1200xD25xH898 品番:BB-D134JN4	3	枚	可	都城所
13	テーブル	ココヨ テーブル フランカ 円形スチール4本脚スタンダード天板 サイズ:W1200xD1200xH720 品番:TFK-MC1212MM-6AT12 ●納入現場での組立、設置	1	台	可	都城所
14	ミーティングチェア	ココヨ スツール CK-750 ミドルタイプ メッキ脚 サイズ:W405xD405xH455 品番:K18-M83C-G2E51	3	脚	可	都城所
15	パーテーション	ココヨ ローパーテーション ユニットパネル 全面ガラス サイズ:W900xD45xH1835 品番:PU-G0918F2 ●納入現場での組立、設置 ●パーテーション片側の全面に同じ大きさの半透明のフィルム(株式会社中川ケミカル フォグラス品番C-16 サンド)を貼ること。枚数はパーテーションと同数とする。	6	枚	可	都城所
16	パーテーション	ココヨ ローパーテーション ユニットパネル 全面ガラス サイズ:W1000xD45xH1835 品番:PU-G1018F2 ●納入現場での組立、設置 ●パーテーション片側の全面に同じ大きさの半透明のフィルム(株式会社中川ケミカル フォグラス品番C-16 サンド)を貼ること。枚数はパーテーションと同数とする。	4	枚	可	都城所
17	パーテーション	ココヨ ローパーテーション ユニットパネル 左開ドア サイズ:W900xD113xH1835 品番:PU-D0918LF2HSNT1 ●納入現場での組立、設置	1	枚	可	都城所

番号	品目名	参考仕様品	要求数	単位	同等品	要求官署
18	パーテーション	コクヨ ローパーテーション ユニットパネル 右開ドア サイズ:W900xD113xH1835 品番:PU-D0918RF2HSNT1 ●納入現場での組立、設置	1	枚	可	都城所
19	ボード	コクヨ ホワイトボード マテリボ ピンナップボードホワイト板面タイプ サイズ:W665xD570xH1375 品番:B01-C067S1C2-E21	4	面	可	都城所
20	テーブル	コクヨ 会議テーブル ビエナ 固定角型天板配線付 塗装脚アジャスター サイズ:W1800xD900xH720 品番:MT-V189BSAAMT1-E	2	台	可	都城所
21	パーテーション	ウチダ アコーディオンスクリーン サイズ:1800x1650 品番:1-357-2711	2	台	可	都城所









## 廃棄物品一覧

## 都城公共職業安定所

番号	種類	品目	規格	取得年月日	備考
1	立掛台類	自己検索用台	W740	H15.12.9	22台
2	机類	記載台	TV-Y33	H15.12.9	2台
3	机類	記載台	TV-Y36	H15.12.9	1台
4	卓子・椅子類	カウンター	BC-1000	H18.3.29	1台
5	立掛台類	プライベートパネル	サイドパネスクリーン ウチダ洋行BC- 2000/3000	H21.6.22	3台
6	立掛台類	自己検索用台	W740	H18.3.31	2台
7		自己検索用台	物品表示なし		1台
8	卓子・椅子類	コアチェア	ウチダC420SG 1-215-6341	H15.12.9	1台
9	箱戸棚類	PCラック	RAC-S60H	H16.3.29	1台
10	卓子・椅子類	電話台	ウチダTS-135CT	H20.1.11	1台
11	箱戸棚類	ワゴン	ウチダA4-3段S付5- 160-6320	H15.12.9	1台
12	机類	記載台TV-Y36の 掲示板部分	TVV-33	H15.12.9	1台
13	卓子・椅子類	コアチェア	TOYO TW-700A	H22.11.30	1台
14	卓子・椅子類	長型椅子		H10.3.5	2脚
15	卓子・椅子類	丸椅子			2台
16		椅子(赤)		H15.12.9	3脚
17		足踏み式消毒スタンド	YE-10-ID	R3.1.21	1台

## 廃棄物品一覧

都城公共職業安定所

番号	種類	品目	規格	取得年月日	備考
18		パーティション			1台
19	箱戸棚類	雑誌架	6-400-812	H14.2.5	1台
20		テーブル			1台
21		椅子(緑)			1台

廃棄物品写真

1 自己検索用台 2 2 台



2 記載台 2 台



3 記載台 1 台



4 カウンター 1 台



5 プライベートパネル 3 台



6 自己検索用台 2 台



7 自己検索用台 1台



8 コアチェア 1台



9 PCラック 1台



10 電話台 1台



11 ワゴン 1台



12 記載台用掲示パネル 1台



13 コアチェア 1台



14 長型椅子 2脚



15 丸椅子 2台



16 椅子 3脚



17 足踏み式消毒スタンド 1台



18 パーテーション 1台



19 雑誌架 1 台



20 閲覧用テーブル 1 台



21 椅子 1 台



支出負担行為担当官

宮崎労働局総務部長 殿

(受託者)

住 所

会社名

代表者

## 履 行 完 了 届

下記のとおり完了しましたのでお届けします。

記

受託業務の名称	都城公共職業安定所外1施設における レイアウト変更に伴う什器類購入一式
履 行 概 要	仕様書のとおり
完 了 年 月 日	令和 年 月 日

# 仕様書 2

宮崎労働局

## 1 概要

小林公共職業安定所のレイアウト変更に伴い、什器等の物品を購入する。  
本契約には、安定所のレイアウト変更に伴う什器の移設、新規調達品の搬入・設置及び廃棄予定品の搬出が業務として含まれる。

## 2 納入・履行場所

〒886-0004 宮崎県小林市細野367-5

小林公共職業安定所

電話：0984-23-2171

## 3 履行期限

本業務の履行期限は令和8年10月31日(土)までとする。

なお、履行場所での作業日程については以下のとおり。

### ①新規調達品の搬入及び設置

令和8年10月17日(土)、18日(日)または、令和8年10月24日(土)、10月25日(日)とする。

※実際に作業を行うにあたっては、下記11(1)と日程を調整すること。

### ②廃棄予定品の搬出

上記①と同じ

## 4 新規調達品の搬入及び設置

### (1) 新規調達する物品

別紙1「調達物品一覧」に記載のとおり。

なお、原則として別紙1に記載する「参考仕様品」を調達することとし、参考仕様品以外の製品を選択したい場合は、あらかじめ申請し、同等品として当局の承認を受けること。同等品の申請については、入札説明書による。

### (2) 設置及び移設

新規調達品は、別紙2「レイアウト図」のとおり設置すること。

### (3) 納品書の交付

新規調達品の納入に当たっては、納入物品と共に「納品書」を上記2の納入場所に交付し、納入場所担当者の検査を受けること。

納品書の様式は任意とするが、以下の内容を必ず記載すること。

ア 宛名「支出負担行為担当官 宮崎労働局総務部長」

イ 受注者の名称、所在地

ウ 案件名称「小林公共職業安定所におけるレイアウト変更に伴う什器類購入」

エ 納品日

オ 納品場所

カ 納品品目及び数量

### (5) 注意事項

ア 新規調達品は、必ず全て新品であり、グリーン購入法適合品もしくは環境に配慮された製品であること。

イ 参考仕様品以外を納品した場合で、寸法や材質等規格相違により使用に耐えないことが明らかとなった場合、直ちに受注者の責において交換等の措置を講じること。

ウ 搬入時に生じる段ボール等の廃材は、持ち帰ること。

エ 新規調達品の設置に際しては、必要に応じ、設置場所において連結固定・床固定等の転倒防止措置を講ずること。

オ 納品期限内に物品等を納入し難い場合には、その事由を記して期限内に契約担当官あて納入延期申出をする事ができる。契約担当官等は、その事由を正当と認めたときは納入延期を許可するが、契約金額から遅滞料を差し引くこととする。

ただし、契約担当官等が納入遅滞事由につき落札業者の責に帰し難いものと認めたときは、遅滞料を免除することができる。

遅滞料は、その期限の翌日より起算し未納入分の年3%の割合で計算した金額とする。

## 5 廃棄予定品の搬出

### (1) 対象となる物品

廃棄予定品の詳細は、別紙3-1「廃棄物品一覧」及び別紙3-2「廃棄物品写真」のとおり。

### (2) 業務詳細及び注意事項

ア 上記(1)の物品を、執務室から搬出場所(詳細な場所については下記11(1)と調整)まで搬出すること。

イ 什器等の搬出に際し、解体や耐震固定の取外し等が必要なものについては、適宜これらの作業を行った上で移動させること。

## 6 履行完了届の提出

上記4及び5に定める作業が全て終了した後、下記11(1)に別紙4「履行完了届」を提出すること。

## 7 作業全般に係る注意事項

(1) 履行場所における搬出入等の作業に際しては、施工までに下記11(1)と打ち合わせを行うこと。

(2) 履行場所での作業に際しては、履行場所担当者の指示に従い、必要に応じて床面、壁面等に養生を行い、建物等に損傷等がないようにすること。損害を与えた場合は、受注者の負担で原状復帰すること。

## 8 代金の請求及び支払い

(1) 上記6の履行完了届を提出し履行場所における検査に合格した後、速やかに下記11(2)に支払請求書を提出すること。支払いは、適法な支払請求書の受理から30日以内に、銀行振込により行う。

(2) 支払請求書には、以下の内容を必ず記載すること。

ア 宛名「官署支出官 宮崎労働局長」

イ 請求者の名称、所在地

ウ 案件名称「都城公共職業安定所外1施設におけるレイアウト変更に伴う什器類購入」

エ 作成日

オ 請求金額及び内訳

カ 振込先の口座情報

## 9 再委託について

(1) 当該業務の全部を第三者(子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に再委託することはできない。

ただし、契約金額に占める再委託契約金額の割合が50%未満の場合には、当業務の一部を再委託することができる。

(2) 当該業務の一部を再委託する場合は、契約書様式1「再委託に係る承認申請書」を提出し、当局の承認を受けなければならない。

ただし、当該再委託額が50万円未満の場合には、この限りでない。

(3) 再委託の相手方から、更に第三者に委託が行われる場合には、その旨を必ず報告し、履行体制の把握のために必要な提出書類について指示を仰ぐこと。

## 10 その他注意事項

- (1) 物品の納入までに要する全ての費用は、落札者の負担とする。人件費（労働者の賃金）については、宮崎県の最低賃金を必ず確認し、かつ、契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって業務の履行確保に支障が生じることのないよう十分配慮のうえ見積るものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、当局担当者の指示によること。  
また、本仕様書に記載のない事項で疑義が生じた場合は、その都度問い合わせること。
- (3) 原則、現地確認を行うこと。納品先担当に申し出、承認を得た上で行うこと。  
なお、現地確認に当たっては、施設利用者の妨げになることのないよう、細心の注意を払い行うこと。
- (4) 本業務の履行に際し知り得た事項は守秘義務を遵守し、情報の漏えい防止に万全を期すこと。
- (5) 落札者は、仕様等の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

## 11 各種問合せ先

### (1) 仕様内容に関すること

〒886-0004 宮崎県小林市細野367-5

小林公共職業安定所

担当：管理課 阿部

電話：0984-23-2171

### (2) 入札手続き・契約に関すること

〒880-0805 宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階

宮崎労働局総務部総務課

担当：会計第1係 谷川

電話：0985-38-8820

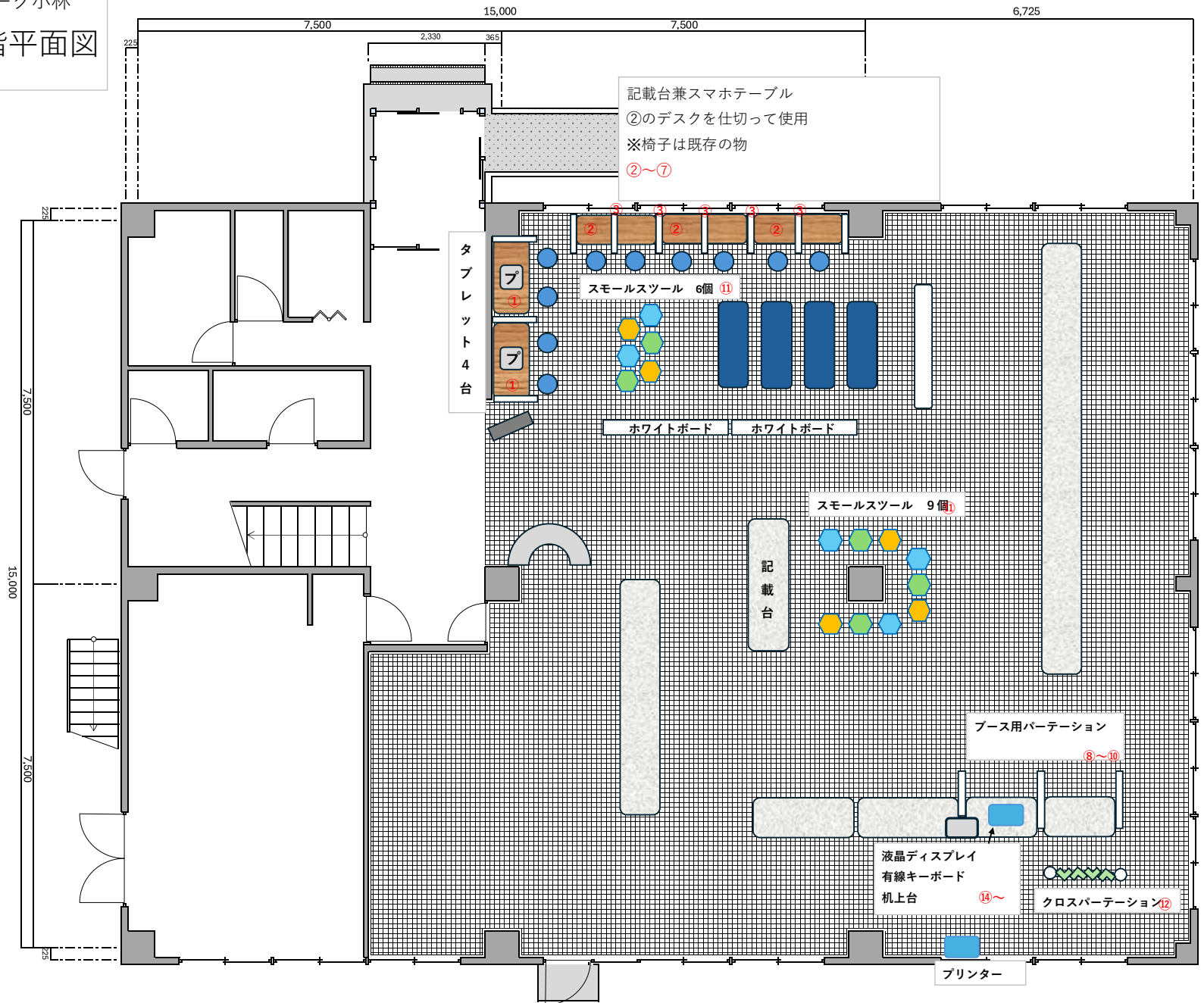
Eメール：miyazakikaikei@mhlw.go.jp

調達物品一覧表

仕様書2別紙1

番号	品目名	参考仕様品	要求数	単位	同等品	要求官署
1	デスク	コクヨ サイズ:W1800×D625mm×H720mm 付属品:開閉配線カバー 品番:DWV-WD1806-SAWMT12 ●品目番号1～7は組み合わせ可能なものとする ●納入現場での組立、設置	2	台	可※	小林所
2	デスク	コクヨ サイズ:W1800×D625mm×H720mm 付属品:開閉配線カバー 品番:DWV-WJ1806-SAWMT13 ●品目番号1～7は組み合わせ可能なものとする ●納入現場での組立、設置	3	台	可※	小林所
3	デスク上パネル	コクヨ サイズ:W1798×D24mm×H500mm 品番:SDV-V185SAWJTV1NN ●品目番号1～7は組み合わせ可能なものとする ●納入現場での組立、設置	5	枚	可※	小林所
4	デスクエンドパネル	コクヨ サイズ:W24×D600mm×H500mm 品番:SDV-LV65EJTV1N ●品目番号1～7は組み合わせ可能なものとする ●納入現場での組立、設置	4	枚	可※	小林所
5	デスクサイドパネル	コクヨ サイズ:W24×D588mm×H500mm 品番:SDV-V65SJTV1 ●品目番号1～7は組み合わせ可能なものとする ●納入現場での組立、設置	6	枚	可※	小林所
6	デスク電源コンセント2口	コクヨ サイズ:W158×D89mm×H92mm 品番:SDA-ISEJ101N3 ●品目番号1～7は組み合わせ可能なものとする ●納入現場での組立、設置	10	個	可	小林所
7	デスク電源コンセント2口 固定器具(クランプ)	コクヨ サイズ:W145×D59mm×H87mm 品番:WDJ-10P81N3 ●品目番号1～7は組み合わせ可能なものとする ●納入現場での組立、設置	10	個	可	小林所
8	ローパーテーション	コクヨ サイズ:W1200×D54mm×H1335mm 品番:PP-FXW1213SAWN ●納入現場での組立、設置	2	枚	可	小林所
9	ローパーテーション	コクヨ サイズ:W600×D54mm×H1335mm 品番:PP-FXW0613SAWN ●納入現場での組立、設置	1	枚	可	小林所
10	ローパーテーション用 両側用安定脚	コクヨ サイズ:W50×D400mm×H155mm 品番:PPS-FXFWF4 ●納入現場での組立、設置	6	個	可	小林所
11	スツール	FRENZ サイズ:W350×D380mm×H400mm 品番:LDP-SST 色:オレンジ:5台、ブルー:5台、イエローグリーン:5台	15	台	可	小林所
12	クロスパーテーション (蛇腹・自立タイプ)	トヨダプロダクツ サイズ:W1800mm×H1592mm 色:グリーン 型番:10252 JANコード:4522977102526 ●納入現場での組立、設置	1	台	可	小林所
13	プリンター	リコー 品番:RICHOSG3300 連続プリント速度:フルカラーモノクロ29枚/分 ファーストプリント:最速2.5秒 オプショントレイ:3段装着可能 解像度(最大)4,800dpi相当×1,200dpi 給紙量:標準250枚最大1,100枚	1	台	可	小林所
14	液晶ディスプレイ	IODATA サイズ:23.8型 型番:LCD-D241SD-FX	1	台	可	小林所
15	有線キーボード	エレコム 型番:TK-FCM114SKBK	1	台	可	小林所
16	机上台	LIHITLAB サイズ:W590mm×D250mm×H80mm 品番:A-7332 色:ホワイト	1	台	可	小林所
		可※:デスクに付随する品物であるため、同等品でも部品として設置可能な物に限る。				

# 庁舎 1 階平面図



## 廃棄物品一覧

小林公共職業安定所

番号	種類	品目	規格	取得年月日	耐用年数	備考
1	椅子類	長椅子	コクヨ CN-714P	H7.2.15	8年	3個
2	椅子類	長椅子	コクヨ CN-434P	H7.2.15	8年	2個
3	椅子類	長椅子	コクヨ CN-433P	H7.2.15	8年	1個
4	雑機器	自己検索装置用テーブル	アクリル側板・中棚付	H17.9.2	15年	9個

廃棄物品写真

1 品目名 長椅子 (CN-714P) × 3個



2 品目名 長椅子 (CN-434P) × 2個



3 品目名 長椅子 (CN-433P) × 1個



4 品目名 自己検索機装置用テーブル × 9個  
※ テーブルのみ廃棄 (椅子は廃棄しない)



別紙4  
令和 年 月 日

支出負担行為担当官

宮崎労働局総務部長 殿

(受託者)

住 所

会社名

代表者

## 履 行 完 了 届

下記のとおり完了しましたのでお届けします。

記

受託業務の名称	都城公共職業安定所外1施設における レイアウト変更に伴う什器類購入
履 行 概 要	仕様書のとおり
完 了 年 月 日	令和 年 月 日